

平成19年 第3回(定例)由布市議会会議録(第6日)

平成19年9月21日(金曜日)

議事日程(第6号)

平成19年9月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定」
- 日程第5 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算(第2号)」
- 日程第7 議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第66号 由布市地域振興基金条例の制定について
- 日程第9 議案第67号 由布市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 市道路線の認定について
- 日程第11 議案第69号 由布市土地開発公社定款の変更について
- 日程第12 議案第70号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第71号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第72号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第73号 平成19年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第74号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第75号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 認定第1号 平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第2号 平成18年度由布市水道事業会計収支決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第3 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定」

日程第5 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」

日程第6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算(第2号)」

日程第7 議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 議案第66号 由布市地域振興基金条例の制定について

日程第9 議案第67号 由布市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第68号 市道路線の認定について

日程第11 議案第69号 由布市土地開発公社定款の変更について

日程第12 議案第70号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第3号)について

日程第13 議案第71号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第14 議案第72号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第15 議案第73号 平成19年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第16 議案第74号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第17 議案第75号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について

出席議員(24名)

1番 小林華弥子君

2番 高橋 義孝君

4番 新井 一徳君

5番 佐藤 郁夫君

6番 佐藤 友信君

7番 溝口 泰章君

8番 西郡 均君	9番 淵野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員（2名）

3番 立川 剛志君	17番 利光 直人君
-----------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君	書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	小野 明生君
総務課長	秋吉 洋一君	防災危機管理室長	佐藤 和明君
総合政策課長	二宮 正男君	財政課長	米野 啓治君
行財政改革室長	相馬 尊重君	税務課長	野中 正則君
収納課長	佐藤 利幸君	人権・同和对策課長	加藤 康男君
会計管理者	大久保富隆君	産業建設部長	篠田 安則君
契約管理課長	長谷川澄男君	農政課長	野上 安一君
建設課長	荻 孝良君	水道課長	目野 直文君
健康福祉事務所長	今井 干城君	福祉対策課長	立川 照夫君
小松寮長	佐藤 吉人君	健康増進課長	太田 光一君
保険課長	飯倉 敏雄君	健康温泉館長	佐藤 和利君

環境商工観光部長	佐藤 純史君	環境課長	平野 直人君
商工観光課長	吉野 宗男君	挾間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	大久保眞一君	湯布院振興局長	佐藤 純一君
湯布院地域振興課長	河野 隆義君	教育次長	後藤 哲三君
学校教育課長	高田 英二君	生涯学習課長	甲斐 裕一君
湯布院公民館長	佐藤 省一君	消防長	二宮 幸人君

議長（後藤 憲次君） 開会前に、議員より要望がありました、平成19年度の第60回大分県民体育大会の結果表を皆さんのお手元に配付したと思いますが、生涯学習課長の方から一言。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） おはようございます。お疲れさまでございます。昨日、議員さんから請求のありました第60回大分県民体育大会の結果表でございますが、今回10位ということでございます。昨年は9位でございましたが、エントリーする中でちょっとエントリーのメンバーが足りないということで、今回10位という形で、結果表になっております。来年は8位入賞目指して頑張っていきたいと思っておりますので、応援方よろしく申し上げます。

そして団体の部、優勝、功労者ということで優勝がライフル射撃、ゲートボールの男性が優勝しております。あとバスケットボール、バドミントン、それからハンドボールが3位です。アーチェリーとなぎなたが4位となっております。あとの個人の部では1位が自転車、これは佐藤貴彦さんと佐藤貴己さん、貴彦さんが庄内でございます。貴己さんは挾間でございます。そういう結果が出ております。今回いろんなのにエントリーしたのでございますが、来年国体に向けまして頑張っていきたいと思っております。

いずれにしろ生涯学習課と体育振興課一緒になりましたけど、ひとつ各地域の公民館には体育担当を配置しております。そういう中で生涯学習頑張っていきたいと思っておりますので、議員さん方の応援方よろしく申し上げます。

以上です。

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） それでは、再開いたします。皆さん、おはようございます。議員各位には、連日の本会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は24人です。立川議員が入院のため欠席です。利光議員が商工会の会議のため出張のために欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

一般質問

議長（後藤 憲次君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に発言をお願いいたします。

それでは、通告制になっておりますので、質問を許可します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） おはようございます。1番、小林華弥子です。一般質問もいよいよ最後になりました。連日お疲れだとは思いますが、最後までしっかりとおつき合いをいただきたいというふうに思っております。

毎回一般質問の質問台に立って思うんですけども、改めて、私いつも一般質問をさせていただくのには3つ目的があります。1つはもちろん行政運営についておかしいなとか問題だなと思うことに対してただして、ただす、問いただして、必要であれば是正していくということが目的でありますけれども、もう一つは具体的な政策提案をしていきたいと私はいつも思っております。議会もこれからはみずから政策を研究立案して提案していけるような、そういう活動を心がけていきたいと思っておりますので、この一般質問の場をかりて具体的な政策提案をしたい。

3つ目は、やはり市長の行政運営の方針あるいは考え方について方向性をお聞きして、それについて議論をしたいというふうに思っております。どういうことを考えていらっしゃるのか、どういう方向に向かわせたいのかということを経験させていただいて、この1時間の間に、お互いに何かをつくり出せるような、そういう場にしたいと思っておりますので、ぜひ市長もその場で何とか答えて質問をかわせばいいというようなことではなくて、ぜひ胸襟を開いて、思うことをたっぷりと言って1時間議論を積み重ねさせていただきたいと思っております。そういう思いを込めまして、今回4つの項目を質問させていただきます。

まず1点目、地域自治のあり方についてお伺いいたします。由布市が目指す地域自治、総合計画には、地域自治を大切にしたいという言葉が最初に表題として上げておられますけれども、由布市が目指そうとしている地域自治のあり方はどういうことを考えていらっしゃるのか。

それから2点目、地域自治区制度の導入検討というものについて、1昨年の12月の一般質問でしたか、私は最後の方に地域自治区制度をすることは検討していませんかと言ったら「よいことなのでぜひその方向で検討したい」とお答えをいただいたと記憶しておりますが、その導入検討というのはしていらっしゃるのかどうか。

2点目、行財政改革プランの進捗状況と今後の抜本的な行財政改革はどういうふうに進められるのかをお伺いいたします。

3点目、人事評価システム、事務事業評価システムについて、それはどういうふうに進められるのかをお伺いいたします。

ているのか。先日の同僚議員さんの質問に対して幾つかお答えがありましたけれども、それ以上に具体的に導入作業が進められているのであればお答えいただきたいと思います。

4点目、景観計画策定作業、まちづくり条例の見直しなどの整備作業の進捗状況と、今後のそれを進めていく推進体制をどうするのかという点です。これも先日の同僚議員さんの質問に対してお答えいただきましたけれども、重ねて、もしありましたらお答えいただきたいと思います。

以上、再質問はこの席からさせていただきます。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。一般質問もきょうが最後になりまして、私も最後まで精いっぱい真摯にお答えをしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、1番、小林議員の御質問にお答えをいたします。まず、由布市の地域自治のあり方につきましては、まちづくりの基本理念に掲げております融和、協働、発展を基本に、3地域が手をつなぎ、市民参加によって、歩幅は狭くとも着実な発展を図るために、地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまちづくりを目指すものでありますことは総合計画にお示しをしたとおりでございます。この具体化のためには、自治会を初めとする地域社会を形成する集団、組織の活動を充実することが必要でございます。

現在、小林議員にも御尽力をいただいております由布市住民自治基本条例は、この自治会、コミュニティへの市民参加を促進し、自分たちの地域を自分たちの力で支え、守る地域自治を向上させてまいることを目的としております。さらに、住民皆さんがみずから考え、地域の向上を図ることを目的とした由布コミュニティ事業の実施や花いっぱい運動などの推進にも努めております。

由布市が目指す地域自治は、市民が市や議会と課題、意識を共有して、地域間の連携、協力のもとに市民と市・議会がお互いに力を出し合う中で自分たちの地域を自分たちの力で守り育てていくことであると考えております。さらに、各地域の発展が市全体の発展へと進んでいくことを目指すものでございます。

また、地域自治区制度につきましては、行政の広域化に伴う市民意見の反映の手段として、合併協議会の協議の際にも議論をされまして、現在、地域審議会制度が選択されておりますので、合併協議会を尊重し、現在設置されている地域審議会のさらなる充実を進めることがより重要であると検討した結果、考えております。

次に、行財政改革プランの進捗状況と今後の進め方についてお答えをいたします。

行財政改革の進捗状況につきましては、決算審査意見書でも述べられておりますように、18年度におきましては一定の成果を上げることができたものと考えております。具体的には、

特別職の給与について目標どおりの181万円を削減し、職員の給与などにつきましても基本給1億2,975万円の削減、時間外手当629万円の削減、管理職手当424万円の削減、さらに住居手当や旅費などの削減を実施し、18年度削減目標8,759万円に対して1億4,209万円の削減を達成することができました。また、財政調整基金残高や職員の定数管理、また指定管理者制度の導入など、実施計画に沿った行財政改革を進めることができたものと私は考えております。

行革プランの初年度である18年度は、職員コストの削減が主なものとなっておりますけれども、19年度では引き続き職員コストの削減を継続しながら、物件費や補助金の削減、さらには施設の管理方針の見直しなど、実施計画に沿った取り組みをさらに積極的に進めているところでございます。

今後の進め方につきましては、この実施計画を確実に実行することが重要でございまして、職員の意識改革を初めとしてその徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、その手法として、行政評価システムの導入に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、人事評価システムの導入について答弁をいたします。総務省自治行政局の資料によりますと、平成18年度に人事評価を実施した市町村は1,015団体で、実施率は54.2%となっております。半数以上の市町村で人事評価制度の導入をしている状況でございます。これからは、本格的な地方分権や厳しい財政運営を強いられる自治体の現実を踏まえてみますと、議員御指摘のように人事評価制度や事務事業評価などについて取り組む時期に来ていると考えております。

勤務成績の評定は地方公務員法第40条に具体的に規定されておりますけれども、実際の評価方法は能力評価、業績評価などがございまして、その評価結果に基づいて給与面への反映または承認などに活用されていくこととなります。人事評価制度の導入のメリットは、職員のやる気とモチベーションの高揚が図られ、一番大切な意識改革が図られることにあると思っておりますけれども、逆に職場が殺伐となる可能性も秘めております。

職員一人一人にはそれぞれ個性がございまして、考え方も能力も差があるのが現実であります。何をもって成績良好、または不良好というのかなど説明にたえ得る評価基準を設ける必要があると考えております。この評価基準表や、職員や一般市民に一定の理解を得ることも重要であり、慎重に調査検討する時間が必要であると考えております。したがって、システムの導入につきましては、平成20年度に策定、21年度実施をめどに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、景観計画策定作業、まちづくり条例等の整備作業についてでございますが、前に太田議員にもお答えしましたけれども、再度お答えさせていただきたいと思っております。

由布市は旧3町に個性豊かな地域特性を持っておりまして、由布市のまちづくりや景観形成をどのように一体的に進めていくかはこれから大きな課題でございます。また、由布市は1つの自治体として市民同士が融和し、市民、事業者、行政が協働して由布市の発展を図っていくことが由布市の飛躍するかぎであると考えております。御質問の由布市の都市計画についてでございますが、現在のまちづくり条例や都市計画は制定当時と異なり、現状にそぐわない部分も生じてきていることは議員御指摘のとおりで、その見直しは由布市の重要な課題であると強く認識しております。

都市計画を設定している挟間地域や湯布院地域の間に位置する庄内地域は、現在都市計画はございませんが、市の地理的中央ということからも、国道210号線沿線を中心に今後開発が進むことが予想されますので、秩序ある開発や開発の誘導という観点から、土地利用のあり方につきまして何らかの検討が必要であると考えております。

また、湯布院地域では、以前から美しい自然景観や良好な生活環境を守り、個人や家族程度の小規模な客層を対象とした良質の温泉地づくりを進めてきましたけれども、今後、東京や大都市部で景気回復の波に乗って大都市の資本が湯布院に向けられ、第2のバブルともいえるべき開発案件が出てきているものと思われまして、これを放置すれば、これまで湯布院地域において培ってきたまちづくりの枠組みを超えてまちそのものを大きく変えてしまうことにつながりかねないと危惧しております。

湯布院には年間400万人もの観光客が訪れて、湯布院地域に、そして由布市に活気と豊かさをもたらしておりますが、その源は、農林業者を含め多くの市民によって守られてきた美しい自然景観と品位ある良質な温泉観光にあると思っております。これは大きな財産でございます、これを守っていくことは、湯布院、そして由布市のために必要だと私は思っております。

このため、景観条例や景観計画の策定とあわせて、まちづくり条例の見直し、都市計画や用途地域の見直し等の作業に早急に着手することが喫緊の課題であると考えております。また、8月2日の台風5号の未曾有の豪雨によって引き起こされた由布岳山腹の崩壊と土石流の発生に伴う床上浸水、床下浸水等の建物被害も多数発生いたしました。こうした自然災害の未然防止といった観点からも、何らかの開発規制が必要ではないかと考えているところであります。

また、挟間地域と湯布院地域には都市計画がありますが、合併市町村及び計画後、20年以上未着手の都市計画街路につきまして、国から見直しを迫られておりまして、18、19年度で挟間地域9路線、湯布院地域6路線の調査を実施しているところでございます。挟間地域では、公共下水道事業が現在中断しておりますが、この問題についても早急に方針を決定しなければなりません。

これらの課題が山積する中で、現在の建設課の体制では対応しがたいものがありますので、新

たな課題に即した事務推進体制の編成を考えているところであります。特に景観計画に加えまちづくり条例の見直しや都市計画、用地地域等の一体的な見直し作業のためには、都市計画法、農振法、農地法、森林法、建築基準法、景観法の既存の法令との関連を検討しつつ、市条例の整備を進めることとなりますので、専門的なスタッフがどうしても必要となります。できるだけ迅速に進めたいと考えております。

このため10月1日付で人事異動を予定しておりますが、このことに専従できる担当室を設置して取り組ませたいと考えております。

由布市全体の発展を考えたときに、市民や市内の事業者の皆さんが元気が由布市の活力の源であり由布市の発展の原動力でありまして、それぞれの地域が持つ特色や魅力、地域の伝統文化や特徴的な産業を大切にしていかに伸ばしていくことが重要であると考えております。そうすることによって由布市の魅力や活力が高まり、地域がさらに豊かになっていくものと考えております。このため緊急な課題に対処するためにも景観計画、都市計画、まちづくり条例の見直しに係る体制の整備に取りかかってまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。それでは、再質問。

今の最後の4点目の部分についてはよくわかりました。都市計画や景観や条例の見直しについて、室を別に設けて専従スタッフを置くということですので、ぜひしっかりとやっていただければと思っております。

1点目の地域自治区のことから議論を深めながら、提案をしながら再質問したいと思っておりますけれども、地域自治、住民自治が重要だということで地域自治区を導入したらどうかということなんですけれども、改めて、釈迦に説法かもしれませんけれども、なぜ今地域自治が必要なのかということからきちんと再確認をしておきたいというふうに思っております。

どういうふうな御認識でいらっしゃるかということですが、私は今地域自治、地域自治、特に由布市にとって住民自治、地域自治をするシステムが必要だということについては2つの大きな要因があるというふうに考えております。1つは時代の要請です。由布市だけではなく、今全国的に地方分権が進み、国と地方の関係が大きく変化している中で、地方自治体には財政難ですとかあるいは少子高齢化、中山間地域が疲弊しているとか、あるいは地域コミュニティーが崩壊しているとか、さらには市町村合併によって行政枠が大きくなって、担当する範囲が広がってきたということなど、さまざまないろんな厳しい要因が今地方自治体には覆いかぶさってきています。こういう中で、これから地方自治体はどうやって、どこを目指して成り立っていけばいいのかということが改めて問い直されている時代だと思っております。そのときに行政そのものの意味や意義と

いうものが問われ直しているんだというふうに私は思います。

今、官から民へ、国から地方へだけではなく官から民へ、さまざまなものが移譲されていく中で、これまでは行政がやっていたような仕事も、これからは行政だけがもはややる仕事ではなくなっているというのが時代の要請です。今までは行政がやってきた仕事の一部を、もちろん権限と責任を伴いながら、民が担い地域が担っていくということが求められているんだと思います。これは単に行政がやってきたことを民間に押しつけるという意味ではなくて、民間役場のイメージではありませんけれども、いわゆる公共とか公というものはもはや行政だけがやるものではないということです。官とか民とかいった境界を超えて、地域が一体になって新しい公共空間というものを一緒につくり上げるということが必要なんだという時代だと思います。

実際にそれをやっていかないと、そういう新しい公共空間をつくるということをやっていかないと、逆に言えば地方自治体というのは生き残っていけないということの局面が今求められているのではないかと。だからこそ地域自治というものを改めて考え直す必要があるんだということが1つだと思います。

もう一つは、由布市にとって地域自治が必要なのは、由布市の特性を生かしたまちづくりをするためだというふうに思います。これはもちろん市長も何回も言われておりますけれども、私が考えますに、由布市の魅力って何かと言われたら、一番の由布市の魅力は地域の多様性があることではないかなと私は思います。挾間、庄内、湯布院という3つの町が合併して由布市になりましたが、それぞれの地域や風土、文化あるいは暮らし方、あるいは気質、みんなそれぞれ個性を持って違っています。それを合併して1つの市になったからといって何もかも1つにして、暮らし方まで同じにしなければならぬということではないと思いますし、むしろそういうことはやろうと思ってもできることではないと思います。むしろ、逆に地域の個性を生かして、それを最大限に尊重した地域づくりをすること、その地域地域が個性を生かした地域づくりができることで全体由布市としての全体の魅力が増すんだということだと思えます。その地域の魅力を増してそれぞれが輝くためにも地域が自主的に自分たちの地域のマネジメントをするということが必要なんだというふうに思います。

だからこそ由布市にとって今地域自治が重要なんだと私は考えますけれども、そういう意味合いで考えたときに、じゃ具体的に地域自治というものを実現していくためにシステムがきちんと私は行政側はつくる必要があるというふうに思いますけれども、市長はこういう意味合いで地域自治を具体的に実現させるためのシステムというのはどういふのが必要だというふうなお考えがありますでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今言われた2点の、地域の特性を生かすということ、そしてまた国、県、

地方の時代の流れによる変化といいますが、そういうものに対応していかなばならないということとは私もそのとおりであります。

この地域というのは、村というか、そういうものを一番原点を考えたときに、そういう行政とかそういうものを行うもつと以前の、群の状態といいますが、そういうときにやっぱり群の中に1人のリーダーが出てきて、そしてまたそのリーダーを中心にしながら、その地域や地域のことをみんなで考えながらやってきた。それがだんだん大きくなって、現在はそういう行政という形になってきていると私は思います。その中で、やっぱり地域が発展していく一番大事なことというのは、地域の人たちのやっぱり地域を思う心といいますが、どうすれば自分たちの地区がよくなるんだと。その仕組みをつくる必要があると思いますし、現在、今うちが取り組んでおります地域おこしの中で地域の見直しを進めて、そして自分たちの地域のよさということに気づいてもらって、何力所かで今やっておりますけれども、その結果を聞きますと、自分たちは意識していなかったけれども、よそと比べたときに、こんなうちの地域にはいいことがあるんだということに気がついたと。そしてまた、こういう点についてはやっぱり改善していかなくちゃならないなと、そういうような意見もたくさん出されておまして、それはすばらしいことだと思います。

そういう視点に立って考える場づくりといいますが、そういう場をやっぱり提供し、行政が中心になって場をつくってあげて、そして主体的に考えるのは地区の皆さん、地域の皆さん方が考えて、いい結果を出すと。その結論に対して行政として最大限の支援をしていけるような、そういう形をつくっていくことが大事じゃないかと思っています。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。基本的にその地域を考える考え方、私も一緒だなというふうに思います。

そういう考え方にのっとって、次に私が求めたいのは、具体的にそれを実現させる制度、システムを用意をする必要があるということをお願いいたします。今市長が言われていましたように、それから最初の答弁にもありましたように、具体的な事業を幾つかやっています。自治基本条例をつくって、その考え方を定めていこうとされることももちろんですけれども、例えば由布コミュニティー再生事業ですか、それから花いっぱい運動をやったり、その地域地域独特の取り組みがやれるその場をつくっていると。

もちろんそれは事業としては必要なんですけども、私がもうちょっと言いたいのは、根本的に今まではもう行政がやっていたことを地域が受けて地域が頑張ると。そこに行政が支援をするというシステムでしたけど、そうではなくて、行政 行政というか公というもの、地域のマネジメントそのものを民間とか地域自体が担う。主権を持つというような意味合いのシステムが必要なんではないかなという意味なんです。

ちょっと能書きいろいろ垂れるのはあれなんですけれども、それを実現するイメージとして今非常に有効なのがその地域自治区制度だというふうに思うわけで、それ地域自治区制度をぜひ導入できないかということを質問させていただいたわけです。

地域自治区制度について、どういうことかということをやっともう一遍改めておさらいをしておきたいと思います。議長のお許しをいただいて資料をお配りさせていただきました。最初のページをあけていただいて、この大きなA3の紙、縦長の表をちょっとごらんいただきたいと思います。どこかで見たことがあるなあという資料だと思います。副市長は特に見覚えがあると思いますけど。これは合併協議会のときに地域自治区を導入しようかどうかといったときに合併協議会がつくった資料をもとにして、その後の今の総務省の発表事例なんかをちょっと組み込んだ資料ですけれども、いわゆる地域自治区制度と言われるものについては、簡単に私が解説するのはあれなんですけど、3つパターンがあります。この表には縦に4つ欄がありますが、右の3つがいわゆる地域自治区制度と言われるものです。中にはこれに3つ種類があって、1つは一番右側の合併特例区と言われるものです。それからあとの2つは、同じ地域自治区と言われますけれども、細かく見ると、合併特例法によって設置することができる地域自治区と一般制度、いわゆる地方自治法によって設置できる地域自治区とがあるわけです。

今全国でこの地域自治区の導入というのはどんどん進んでおりまして、総務省の発表によりまして、平成19年、ことしの3月現在で3つのうちの一番左、一般制度、地方自治法による地域自治区というのは15自治体91の地域自治区が設置されている。それから合併特例法によって地域自治区を設置したのは38市町村あったと。101自治区ありました。合併特例法によって設置された合併特例区は6自治体14特例区あるということです。

ただ、この右の2つは合併特例法によって設置できる組織ですので、これは合併するときに合併協議会で決めなければいけませんので、今から由布市に導入しようというのは無理なわけです。そうすると、私がこれから由布市が導入したらどうかというふうに提案できるのは、一般制度による地域自治区というものになります。

それは別として、じゃ地域自治区、一般制度による地域自治区というのは合併特例法ではなくて地方自治法によって定められているので、合併したとかしないとかいうこと全然関係なしに、いつでも地方自治体は設置しようと思えばできる制度です。

それで、じゃこの地域自治区の中身はどんなことかということなんですけれども、先ほど市長は、合併するときに由布市は地域自治区を導入しようかということが検討されたけれども、うちには地域審議会があるから、地域審議会を設置しているから、それを最大限尊重すればいいので、地域自治区の制度を導入することを余り考えていないという御答弁をいただきました。けれども、地域審議会と地域自治区というのは根本的に違うんです。そこを私ははっきり認識をしていただ

きたいというふうに思います。

地域審議会、確かに設置目的は合併した後の新市の行政に地域の声を反映させるための組織ということで設置されました。目的は地域自治区の制度の目的と同じようなものですが、根本的に、決定的に違うことがあります。地域審議会と地域自治とでは何が違うのかというところをこの表をちょっと細かく見ていけばわかるんですけども、今言った設置条例が合併特例法か地方自治法かというのが違うと。合併特例法によって設置されていると、これ条例で設置条例があるんじゃないなくて、3町の前の町長さんたちの協議書で設置されているだけなんです。それを地方自治法で設置されるとちゃんと条文で設置条例をつくると、そういうシステムは別として、一番違うのは、権限と機能が決定的に違うんです。

この8番のところの権限というところをまずちょっと見ていただきたいんですが、地域審議会、今由布市にある地域審議会が持っている権限というのは何かというと、こういうふうに特例法で定められています。その区域にかかわる事務に関し首長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき首長に意見を述べる。これに対して、地域自治区の権限というのは、同じように首長やその機関の諮問されたものについて審議し意見を述べるができるのは同じなんですけれども、さらにその下の(2)です。区域の変更に関するものについては首長は協議会 協議会というか、地域自治区の意見を聞かなければいけない。その次の(3)なんですけれども、首長その他の市町村の機関は、1及び2の意見を勘案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならないと。要するに地域審議会は意見を述べるだけなんですけれども、地域自治区の場合は、述べた意見に対して必要であれば市長はそれに対して措置を講じなきゃいけないというふうになっております。その意見の受けとめ方が決定的に違う。それからもう一つ違うのは機能、17番のところの事務分掌があるかないかということなんです。行政サービスを持っているか持っていないか。地域審議会にはありません。もちろんいわゆる事務分掌というのはその行政の事務を地域審議会が担うのではなくて、地域審議会は意見を述べる諮問組織ですから、事務分掌は持っていません。それに対して地域自治区は、住民に身近な市町村事務を分掌すると書いてあるんです。だからその地域自治区自体が市町村事務をみずから行うってということなんです。その処理する事務は市長の権限に属するもので、特定の分野に限定されないが、特に住民と行政との協働の観点から、次の事務などを地域自治区が担うことが想定されるということで、例えば地域の学童保育ですとかボランティア支援などの地域福祉にかかわる事務事業です。それから地域内の環境保全、リサイクルとか清掃とかっていったことも自治区が自分たちで行う。あるいは地域内道路、施設の管理みたいなこともこの自治区がみずから行うことができる。あるいは防犯、防災、防火に対する活動なんかもやれるということができるというふうに設定されているわけです。

つまり、簡単にいうと、地域審議会というのは市長に対して意見を述べる。諮問されたことに対して意見を述べるだけの委員会組織であるのに対して、地域自治区というのは具体的に行政が持っている事務を自分たちで担って、自治地域を運営する組織であると。単なる意見をいう委員会ではなくて、みずからが事務分掌を持ち、権限を持つ組織であるということ、これは決定的に違うんです。

私は最初何回も申し上げましたように、今、由布市に必要な地域自治というのは、地域が自分たちで自分の公共をマネジメントする、そういうことが必要なんだと。だからこそその地域審議会、意見を述べるだけの組織ではなくて、みずからが運営できるシステム、地域自治区を導入すべきだということを言いたいわけなんですけれども、市長、そこら辺はどういうふうに思われますか。感想でも結構ですよ。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） だんだん難しくなるんですけれども、まさにその違いというのを私も十分理解しておりまして、審議会が私の諮問機関あるいは地域のいろんな事業についての審査をし、そしてまた意見をもらうという形になるわけでありまして、先ほど私が話したように、それぞれの地域が自分たちの地域において責任を持って自分たちの地域を発展させていこうじゃないかと。そういう自分たちの地域の中で組織をつくっていく。そして、そういう発展について地域を挙げて協議をし、そしてその協議した結果について市長あるいは首長に提案していくと。そのことについて首長は真摯に受けとめながら、それと協議をし検討していくということになると思います。

私は今、このこともいいんですけれども、今現実に由布市の中で、地域がしっかりそういうものをマネジメントできるような地域の力というのはまだそろっていないと。今、これまで融和が図られている、合併前から融和が図られているような地域においてはそういう形のものが、そういうことがなくても進んでいる部分があります。地区によっては大変まとまりがよくて、例えば中山間の直接支払い制度においても、導入当時は大変なまとまりができませんでしたけれども、だんだん地区がまとまることによってお互いが助け合い補完し合うような形を示さないと中山間の直接支払い制度には取り組めなかったんですけれども、減反をお互いに痛みを我慢しながら減反をし、そして仲間としてまとまっていった。そういう形が1つの国の中山間の農地荒廃を防ぐための取り組みでありましたけれども、そういう形があって1つの地域のまとまりができたと思います。今、今度は本当の意味で行政がそういう財政的な支援も補助金も出せないような状況になったときに、本気でやっぱり自分たちの地域を考えていってもらわねばならないと、そういうことをみんなが真剣に考えるときが今だんだん来つつあると思うんです。

行政としても今までどおり補助金を出して、ほんとに豊かな暮らしがさせて上げられればいい

んですけど、そういうことはない。やっぱり基本的には生きている、自分たちの地域で住んでいる人たちが自分たちでつくったやっぱりある程度の喜びとかそういう主体的な成就感というものをやっぱり地域で味わっていくことによって、ほんとに地域で生きている生きがいというのを感じていくのではないかなと思います。そういうことも十分私自身考えておりますけれども、今そういうものがぼっと地域ごとにできるという、そういう力が今地域にはあるところとないとところが多いんじゃないかなと。その力をどのようにして育てていくかということが私はまず今基本であると思います。

そういうことで、今由布コミュニティ事業を通しながら、モデル地域をつくって、そしてモデルを参考にしながらそれぞれの地域が取り組みをしていただきたいというふうに考えております。当面は地域のそういうものについては審議会あるいは地域出身の議員さん、あるいは自治委員さん等々の御意見等を賜りながら、こちらとしては対応していきたいと思いますが、究極的には議員がおっしゃられるような、そういう自治制度というか、そういうのが私は一番いいと思います。今現時点では、これをぼっと、はい、やりなさいといってもできる状態ではないような気がしております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。よくわかります。ただ、そうなんですけど、ちょっと2つ違うのは、地域が まず地域の、その小学校区単位とかいわゆる自治会活動単位の地域単位の地域自治区導入というのは、これ相当大変です、それぞれマネジメントするのは。少なくとも今言っているのは、旧市町村単位での地域自治区の設置なんです。その中で旧市町村単位の地域自治区の中に各自治会単位のコミュニティがきちんとあって 何が言いたいかというと、地域自治区を設置することによって、もちろんみずからで自分たちで地域のことを考えて、自分たちでこういうことをやりましょうと決めてそれをやっていくんですけども、行政との関係が全然違うんです。主体的に自分たちがやるのか、やりたいと言われたことを市長が認めてその補助金を出したりとかというようなことをするのか、選定するのかっていうところの権限がどこにあるか。

例えば簡単にいうと、由布コミュニティ事業なんかをやっている地域が やりたいという地域、あるいは花いっぱい運動をやりたいといって頑張ろうとしている地域がある。それから中山間地で頑張ろうとしている地域がある。そういうことをやりたいやりたいと言って、自分たちがやりたいんですって出してきたことを行政側が見て、ああそれは頑張ってくださいねって言うてお金を出すのではなくて、それを自分たちで、これは地域にとって必要だから自分たちでこれをやりましょうと決めて、必要な財源を自分たちで確保する、あるいは必要な財源の運営、マネジメントまでもこの地域の中で決めていくってというようなイメージなんです。

できる地域とできない地域があるのではないかというふうなところも確かにあると思います。ただ、それはやれるところからやっていけばいいんです。全部一斉に何もかも同じように全部の地区、自分たちでマネジメントしなさいではなく、例えば自分たちがこの地域はこういうことを自分たちで運営できるから、ここの部分を地域自治区制度の中でやりたいと言えばやっていけばいいし、そういうために私はまず大枠の制度を設置をしておくということなんだと思うんです。

地域審議会をまずは活性化させるということは必要だとは思いますが、ちょっと確認しておく、合併協議会のときもこの地域自治区は将来的には理想的だと言ってまして、ちょっと私昔の資料を引っ張り出して探していたら、合併協議会が地域自治区を導入しないで地域審議会を導入しようといったときの事務局の報告書を読みましたら、目的は同じだけれども、将来的には地域審議会から地域自治区への移行も考えていこうというふうなことを合併協議会で言ってるんですよ。だから路線は同じなので、私はそれはぜひ、審議会があるから検討しなくていいというようなことではないと思うので、検討していただきたいと思うんですが、もう一つ今私が言いたいのは、地域審議会があるからいいと言われるかもしれませんが、実際、地域審議会が私余り機能していないんじゃないかなと思うことが1つひっかかります。

先日、同僚議員さんの質問の中で、ちょっと地域審議会が何回ぐらい開催されてますかというふうなことを聞かれたと思います。それに対して各振興局長さんたちが答えていらっしゃいました。余り開催していないと。庄内が開催 ことは開催していたと言っていましたけれども、その中で、市長からの諮問案件が今ないので開催していませんというお答えが幾つかあったというふうに思います。せっかく地域審議会をつくっても、そこに市長が何も案件を諮問していないので開かれてない。要は開店休業状態だみたいなことを言われていました。挟間ですか。

ただ、市長から案件が諮問されてなくても地域審議会は開けるんですよ。これ資料の3ページ、4ページ、5ページが、これ由布市の例規集のコピーなんですけれども、地域審議会に関する規約です。特に4ページのところを見ていただくとわかるんですけれども、4ページの第3条の2です。所掌事項、地域審議会はどういうことをするのかということで、最初はさっき言ったように、市長の諮問に応じて審議答申するということと、もう一つは、2に、審議会は必要と認められる次の事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。当該区域においてのみ行われる事業、当該区域に特別に利害のある事項。この項目を入れている地域審議会の規約珍しいんです。これは多分当時の合併協議会で、将来的に地域自治区に移行するためにも、地域審議会の審議できる機能を広げておこうということでこれを特別入れたんじゃないかと思うんですけれども、要するに、市長が何も諮問してなくても、自分たちでこういうことが必要だと思えば自分たちで自主的に集まってその問題についていろいろ審議をして話し合うことができると書いて

あるんです。

どこの振興局でしたか、何か今自分たちで何を話そうかを話し合っているみたいなことを言っているところがあったと思うんですけれども、それにしても総合計画の地区別計画の答申を出して以来、余り地域審議会が、自分たちでこういうことを話してこういうことをしましたという報告を私は全然聞いていません。はっきり言って、実態として地域審議会余り活性化されてないんじゃないかなというふうに思わざるを得ませんが、何で地域審議会が活性化機能していないのかということの理由は、1つは、市長が、何を諮問したらいいかわからないんじゃないかなと思うんです。もう一つは、自分たちで自主的に話し合ってもいいと言われるけど、自分たちで何を自主的に話し合えばいいのかわからないからじゃないかなと思うんです。

もう一つは、たとえ自主的に自分たちで話し合ったとしても、それを最終的に市長に意見を述べるだけであれば、別に何を言ったって、それは審議会の意見としてしっかりと受けとめます。終わらされるのであれば一生懸命話したってしょうがないやっと思っんじゃないかなと。だからこういうことが私は地域審議会を設置してもなかなか機能していない原因なんではないかなというふうに思います。地域審議会のやっぱり機能と権限には限界があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、市長、いかがでしょうか、そこら辺。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 地域審議会の位置づけというのは、今それぞれ3条にありますように、そういう所掌の事務があると思います。地域審議会の中で、これが設置されたのは 3町の由布市になって大きくなって、1つの町は取り残されたり、いろいろな不公平感とかそういうものが、そういう不公平な部分とかがあると。そしたら、そういうことに対しては地域審議会として十分審議をしながら、そういう地域の発展のために頑張っていこうという意味もあったと思いますし、今言われた、この所掌事務もすべて含まれているわけであります。

私は、今、振興局で地域審議会のそういう実態を聞いたわけでありますけれども、本当に地域のためにこれからいろんな諮問をしていかねばならないと思います。と思いますが、今現在、総合計画をつくって、そしてそれを今これから取り組んでいく時点でありますので、これからほんとにそういう意味での地域審議会に活躍していただくことがふえてくると思っております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） これからいろんなことを諮問していけば開かれるだろうと思うんですけど、ただ問題は、最後に言ったように、諮問された案件がふえたり、あるいはこういうことについて話そうと言っても、結果として、意見を言うだけで、その意見がどう取り入れられるのかが全然担保されないと。理解のある市長と組み入れてくれるだろうぐらいの期待でしか自分たちの話し合ったことが実現されないということであれば、やっぱりそれはやる気もなくなります

よ。少なくとも地域審議委員さんの立場に立ってみれば。

やっぱりそれは、市長が聞く、聞かないではなくて、地域審議会の機能、権限に限界があるからなんです。だからこそ、さっき言ったように、地域自治区であれば、言った意見に対して必要な措置を市長が講じなければならないというふうにきちんと規定されているわけですから、ここまでがやっぱり必要なんです。自分たちが言ったことに対してちゃんと行政が必要な措置を講じるんだということが担保されていれば地域審議会でも真剣になって審議をすることになると思うんです。やっぱりそこが私はどうしても地域審議会の権限は限界があって、いろんなことを開催してもなかなか活性化できないんじゃないかと危惧するので、やっぱりだから地域自治区制度だろうなというふうに思うんですが、ただ、さっき市長が言われたように、すぐにじゃ地域自治区を今導入しましょう、地域審議会をつぶして地域自治区にすぐにかえましょうというのは無理があるかもしれません。であれば、やっぱりその前段階として、今の地域審議会をきちんと活性化させて、そのことに対して行政がきちんとこたえて、それを次のほんとの地域自治区に移行させていくという、ステップアップしていくべきで、具体的にじゃどういうことを諮問していけばいいかという話なんですけれども、例えば、提案なんですけれども、予算の話です。地域審議会は予算を持っていませんが、地域自治区になると自分たちで地域の中に必要の予算をマネジメントできると。

思い出すのは、地域振興局長の権限で持っている200万円ずつの予算がありましたね、地域振興費。あれの使い方をその地域の中で何に使っていけばいいのかというようなことを、例えば地域審議会の中で皆さんと一緒に協議をするというようなこともありではないかなと思います。

18年度の成果報告書を見ますと、200万円に近い金額を3地域振興局がそれぞれ使っています。中身を見るといろいろそれぞれ特色があって、補助金に充ててみたり視察研修に行ってみたり、あるいは振興局が主体的な事業をしているようなんですけれども、これどうやって何に使うかというのは振興局の中でどうやってだれが決めたんですか。振興局長さん、教えていただけますか。

議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院の振興局長です。

200万円の予算につきましては、振興局長のある程度の、地域づくりに貢献するという範囲内で権限で決められております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そうなんですよね。そうすると、やっぱり振興局長さんが自分で判断して、例えばいろんな応募や申請があったときに、どれが一番必要で、どこにどういう補助をしようかというのを振興局長さんの権限で自分1人で決めるのではなくて、それを例えば地域

審議会に諮って、ことし200万円の予算があって、これだけの応募が上がってきているんだけど、どんな配分でどういうふうにしたらいいだろうかということを経域の人たちで話し合っ
て決めると。それが私地域のマネージメントにつながると思うんです。

それとか、例えば今回の議会に上がっていますけれども、議案が上程されていますが、地域振
興基金をつくる、設置するという条例が上がっていますが、この地域振興基金、これ何のために
使うんですか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 1番議員さんにお答えいたします。

地域振興のためでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 地域振興のためにどうやってだれが使うかというところがよくわ
からない 議案書の審議の中でそれされると思うんですけど、さっきの資料の4ページの地域
審議会で審議する内容というところを見てください。第3条、所掌事務のところ。地域審議
会は設置区域にかかわる次の事項について審議答申する、の中に（3）地域振興のための基金の
活用に関する事項と書いてあるんです。これのための基金なんですか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） そうだと思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。であれば、今回もし基金が設置されれば、その
使い方は地域審議会の中で審議して決めなきゃいけないということになるわけですね。幾ら積み
立てたのかわかりませんし、それをどういうふうに3地域審議会に配分するのかわかりませんけ
れども、少なくとも審議会は基金が設置されればその使い方を話さなきゃいけないというこ
とになります。それはぜひやっていただきたいというか、やらなきゃいけない。規約に書いてある
んでやらなきゃいけないとき思うんですが、参考として、地域自治区を導入したら、こういう資
金を財源としているところはいっぱいあります。次の6ページ、7ページ、これ浜田市、これ合
併特例法による地域自治区なんですけれども、第1号と言われている非常に先進的な事例がある
んですけど、その浜田市の予算書の中の1ページ 予算説明書の1ページなんですけど、地域
振興基金というのを浜田市も持っているんです。それを、ここには5つの地域自治区をつくっ
ているんですけど、その地域自治区ごとにきちんと予算を配分しているんです。この予算の配分方
法も実は規約で物すごく細かく決められていて、ここ自治区によって人口比が全然違うのでばら
つきがあるように見えますけれども、こうやって予算そのものをきちんと分けて、基金を分けて、
そのマネージメントは全部その自治区の中で話して決めていると。予算書をつくるときに地域自

治区で中味を全部決めるということをやっております。

地域振興基金、由布市がつくるということなので、そこはぜひ審議会の中できちんとやっていただきたいというふうに思います。

長々話しましたが、要するに、私は由布市が目指す地域自治というのは、もはや行政がやるべき仕事を地域が自主的に担って自分たちでやっていくための組織づくりなんだ。そこを目指すのが由布市の地域自治なんだ。そのために必要なシステムというものをきちんとつくっていただきたい。そのためには、まずは地域審議会を活性化することはもちろんですけども、その先に具体的な検討として地域自治区の導入を検討していただきたいというふうに思いますが、市長、どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 先ほども議員がおっしゃられましたけれども、現状の中では、これまで補助金とか行政主導の中での地域自治であったと思います。そういうことから、これからほんとに自分たちの地域は自分たちでやっぱり守り育てていかなくちゃならないと、そういうやっぱり意識を啓発していくことがまず1番は大事だと思います。そういうことができ上がって、そしてでき上がったところからそういうことが取り組んでいけたらいいと思いますし、当面は審議会もあと8年はあるわけでありますから、そういう審議会の意見を大事にしながら、議員おっしゃられるような地域自治区制度に移行できるような形をつくっていきたいと思いますし、将来的にはそういう形が一番いいんじゃないかなと思います。

ただ、やっぱり今まだまだ補助金が足りなくなってしまうことばかりが多くて、それだけ行政に頼られているということだと思いますし、頼っているということで、主体的な部分が大変欠けていると思っておりますので、そこも考慮に入れてこれから考えていきます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。8年間かけて考えずに、もうちょっと……。 （発言する者あり）

大分時間がなくなってきました。行改プランの進捗状況について、今報告をいただきましたが、その前に、こういう進捗状況の評価と公表は行っているかということをお聞きしたいんですが、時間がないので意地悪な質問をするよりも先に答を言いたいと思いますが、資料の8ページ、9ページ、これ行革プランの実施計画のページをコピーして持ってきました。行革プランの進捗管理について、8ページの下、線を引いてあることを読みます。「行財政改革の取り組み状況についても、その進捗状況と成果を行財政改革推進会議及び市議会行財政改革調査特別委員会に報告するとともに、ホームページ等により市民の皆様にも公表します」というふうに書いてありますが、これ今やっていますでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 1 番議員にお答えいたします。

進捗状況につきましては、18年度の決算が出ましたので、その進捗状況について10月号の広報に掲載して、市民の皆さんにお知らせするように準備をいたしております。

さらに、推進会議並びに議会の特別委員会についても、議会事務局と御相談して、近いうちに御説明するように準備をいたしております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） やってください。ただ、私今回言いたいのは、進捗状況の中味、今市長がお答えいただきました。一定の効果があったといいますけど、その中味を聞きますと、要するにお金、歳出額を幾ら減らしたかとか、あるいは人、職員を何人減らしたかとか、あるいは施設を何軒手放したかとかという話ですけれども、こういう減らすとか、削るとか、我慢するとか、そういうことが改革ではないと私は思うんです。かといって、じゃ基金を幾ら積み立てたかとか、あるいは収納率を幾ら上げたかという話もよく出ますけど、こういうふやすことだけでも私は改革ではないと。入りをふやしたり出を減らすというようなことだけをしていても、これは行財政改革の成果だとは言えません。言うならば、こういうのは行財政改革ではなくて財政健全化対策というんです、こういうのは。確かにこれはこれで大切なことですし大変なことだと思います。これだけの努力をされたことは認めますけれども、それを行財政改革の成果だとは言えない。改革というのはそういうことじゃない。例えば、財政構造の今までと同じ枠組みの中で、その枠の中のお金を減らしたりふやしたりすることは改革ではなくて、ほんとに改革するというのは、例えば予算の編成の仕組みそのものを変えとか、あるいは事業に係る人件費ですとか借金ですとかコストを組み込んだ、費用対効果をもとにした事業の執行のやり方に変えていくとか、あるいは同じ借金をするにしても、例えば市場公募型地方債だとか歳入債券だとか、新しいいろんな金融システムを使った起債の方法に変えていくとか、あるいは財政構造のそのものを自主財源の確保を図って、補助金や交付税に頼らない自立した財政構造に構造を変えていくとか、そういうシステムや構造そのものを変えることを改革というんです。今までと同じシステムの中でお金を減らしたりふやしたりすることは改革ではないということを私は指摘をしたい。だから、行財政改革の結果ではなくて、財政健全化のためにいろんな対策をとりましたというんだっただけで、ほんとの行財政改革というのはされていないと言わざるを得ない。

時間がないので全部すっ飛ばしますが、たとえこういう、じゃ財政構造を変えていくような取り組みをぜひやっていただきたいんですが、それをやっただけでもまだ私は片手落ちだと思います。行財政改革というのは、文字どおり行政改革と財政改革の2つの改革を合わせて行財政改革というんです。よく皆さん、行財政改革のことを行革行革って短縮して、行革行革って言いな

がらお金を減らしたりふやしたりする話ばかりしますけど、私はそれは違うと思います。お金を減らしたりふやしたりする話を行革だとは言わないでください。言うのであれば、財政の構造の仕組みを変える財政改革とともに、行政の仕組みをしっかりと変えていく、行政の進め方、運営の進め方、あるいは組織のあり方、人事のあり方、そういう仕組みを一緒に変えていく、行政改革と財政改革を一緒にやってこそ行財政改革なんです。

残念なことに、由布市の行財政改革実施プランの中には、特にこの行政改革の部分が抜けている。その部分をやっていただきたいと思うんですが、よく見ると、ちょこっとだけそれらしいことが載っているんです。資料の9ページになりますけれども、市民参加の推進ということで、5つほどやりたい項目が上がっています。1つが市民主役のまちづくりのため自治基本条例を制定します。これはもうやっていらっしゃいます。2つ目に、パブリックコメント制度を導入する。3つ目に、市民公募型の公募債の導入を検討する。4つ目に、今後の地域自治の再考により地域自治組織の活性化のための施策の展開を図る。これまさに地域自治区導入しようと言ってるんじゃないかなと思いますが、それから5つ目がアドプトプログラムというのを投入するというようなことが上がっています。こういうのが、言ってみれば行政改革の具体的施策にも上がっているんじゃないかなと思いますけれども、こういう施策の進捗状況もどうなっているかということを含めて、行財政改革の進捗状況の報告だというふうに思うんですが、具体的に今挙げてある5つのうち住民自治基本条例はわかりますけど、あと4つの進捗状況はどういうふうになっているのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 1番議員にお答えします。

議員のおっしゃられるとおり、そういうふうに私どもももたらえておりますし、そうした行政そのものの仕組みと申しますか、体質改善と申しますか、そういったものにも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

今回18年度は行革の初年度ということで、合併して当初予算を組む段階の苦しい状況、そういったことがありまして、歳出の削減が主な取り組みということになっておりますけれども、今後19年度以降、こういった議員がおっしゃられるような取り組みにも積極的に取り組んでいかなければならないと思っております。

さらに、パブリックコメントの導入、そういったものについてもいろんな計画をつくる段階でそれぞれの担当課でこういった手法をとるように周知徹底をしているところでございます。

市民公募債については、現在のところそこまで検討いたしておりません。

アドプト制度につきましても、これは里親制度、公園とかそういったものに、自治区の方に管理をお願いするというような制度でございますけれども、これについてもどういったものがこの

制度に乗れるのか、また指定管理の関係等もございますので、その辺等含めて、今現在検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） もう時間がなくなりましたので、これで終わらせていただきますけれども、行財政改革の成果だといってお金を減らした減らしたっていう言い方は絶対やめてください。そんなものが由布市の行財政改革だなんていうのは私は恥ずかしいと思います。行財政改革のためにはこういう抜本的な改革プランを持っていますという、そういうことを言っていただきたいというふうに思っております。

その中のもう一つの施策として重要になってくるのが評価システムです。そういう抜本的な改革を進めるためには、まずきちんと今あるものを評価するということが重要なので、行政評価システムというものが非常に重要になってきますが、時間切れなので、この続きは12月議会のときにでもやりたいと思います。

きょうは地域自治区制度のことを主に言いましたけれども、市長、ぜひ前向きに取り組んでいただいて、具体的な成果を出していただけるようお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

議長（後藤 憲次君） 以上で、1番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

これで一般質問はすべて終了いたしました。

ここで休憩をいたします。再開は11時15分に再開します。再開後、議案質疑を行います。

午前11時04分休憩

.....
午前11時18分再開

議長（後藤 憲次君） それでは、再開いたします。

これより、去る9月13日の本会議において上程されました各議案の質疑を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条にも規定されておりますように、自己の意見を述べるのではなく、議題について疑義をただすものとし、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

また、所属する常任委員会に付託された議案や所属する運営委員会の所管する議案については質問できない取り決めとなっておりますので、念のため申し添えます。

それでは、質疑の通告がありますので、日程に従い順次発言を許します。

日程第2・諮問第6号

議長（後藤 憲次君） まず、日程第2、諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ

とについてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） けさいっぱい出したんですけれども、何か（発言する者あり）いやいや、通告はしているんですよ、頭出しだけ。（発言する者あり）新しいの古いのとかあるか。通告だけすりゃいい。

それでは、諮問第6号についてお伺いいたします。

さっきの同僚の質疑の中で、前回も総務部長から答えられましたけれども、きょうは担当者が見られているようなので、細かに教えていただきたいと思います。

大島さんの推薦につき意見を求められるということなんですけれども、人権擁護委員の主な活動に相談活動があるようですが、さきに提出された御手洗委員や平野委員の2005年度の相談件数等が報告されました。由布市全体の相談件数と大島委員の2005年、2006年の取り扱いについて教えていただきたいと思います。

次に、人権相談には、私も知らなかったんですけれども、人権侵犯事件に発展するものもあるというふうなことを伺っています。由布市には過去2年間にそうした人権侵犯事件があったのかどうか、それもあわせてお伺いいたします。

教えていただいたんですが、いわゆる人権相談と侵犯事件というものの違いについて、どういうものかも一緒にあわせてお願いしたいと思います。

3番目に、旧挾間には、子供人権専門員はいなかったんですが、由布市にはいるのかどうか、またどんな活動をしているのか教えていただきたいと思います。

旧挾間町の人権擁護委員の定数は法定数が6人でした。しかし、従来からずっと4人しか推薦してこなかったんですけれども、由布市の法定数は一体何人なのか教えていただきたいと思います。前回8人の構成については、それぞれ各町で3・3・2で割り振っているということはお伺いいたしました。

5番目に、全国の相談内容ごとの一覧表が国のインターネットで公表されております。由布市内の一覧表を出す考えはないのかどうかお尋ねいたします。

6番目に、昨年の由布市での同和に関する取り扱い件数がどのくらいあったのか教えてください。

7番目に、彼女自身が同和推進教員をやっていたかどうか、経歴がわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 人権・同和対策課長。

人権・同和対策課長（加藤 康男君） 質問にお答えいたします。

まず1項目目のことに関しまして、由布市全体の相談件数は何件かという御質問でございますが、これにつきましては、さきに申し上げたかと思いますが、法務省の処理システムの関係上、市町村単位での把握を行うようになっていないため、由布市全体の相談件数はわかりません。大分市、別府市、由布市が所属しています件数を申し上げますと、人権相談、2005年が3,300件、2006年が3,237件となっております。大島委員の人権相談件数は、2005年は45件、2006年は29件となっております。

2項目目の人権侵犯事件の過去2年間でございますが、これにつきましても、今述べましたように、市町村単位の数を把握するシステムになっていないのでわかりませんが、協議会の範囲で言いますと、2005年が257件、2006年が200件となっております。

人権相談と侵犯の違いということで、人権相談は毎日の生活の中で、これは人権上の問題ではないだろうと感じたり、法律上どのようになるのかよくわからなくて困ったときや思い悩むことがあった場合に気軽に相談できる場所として開設しているところです。人権侵犯は、人権侵害をされた、または人権侵害の被害を受けた疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでおります。これにより、被害者からの申し出を受けて救済手続を開始するというような内容となっております。

3項目目の子供の人権専門委員につきましては、平成19年6月1日から由布市の御手洗篤雄委員1名が人権擁護局長より指名されております。その活動といたしましては、いじめ問題、教師による体罰や親による子供の虐待など、子供の人権にかかわる問題を専門に相談を扱うものとしております。活動としましては、子供の人権相談所や子供の110番の開設により子供の人権に関する情報収集に努めているところでございます。

4項目目の人権擁護委員の法定数でございますが、人権擁護委員法第4条により、全国を通じて2万人を超えないものとするというふうにされておまして、国の財政上の理由により各市町村にその定数規定の以内で依頼があつているところでございます。由布市の場合は、人権擁護委員定数規定により、人口3万1人から4万以下の委員定数は8人となっております。現在由布市には8人います。

5項目目の一覧表でございますが、これにつきましても先ほど申しましたように、法務省の全国統一した入力システムの関係上、市町村単位での件数集計が困難な状況でございます。

6項目目の由布市の同和に関する取り扱い件数でございますが、昨年の件数が人権相談件数4件、うち人権侵犯件数が1件となっております。大島委員の同和に対する教育というのは把握しておりませんが、特に同和専門に担当したということは聞いておりません。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 答弁の中に矛盾があるんです。1つは、法務省のシステムで市町

村別に把握できないと言いながら、大分地域のは出るし、同時に由布市のも個別に当たれば具体的に把握はできるわけですよ。各地のトータルすれば。だから、大分地域で出されるものが市町村で出せないはずはないんで、それは向こう側が故意に隠しているとしか思えんのですよ。したがって、全国的には、市町村でそういう件数も明らかにして、特徴的にこういう傾向にあるということを出している実態もあるかというふうに思います。そういう点では、大分地方法務局のいわゆる同和問題に対する姿勢がかなり、こういう個別の案件は隠して、そして全体として部落差別をなくそうというチラシなんかを配付するという、異常な、全国の法務局の中でも異常な体質を持っている法務局なので、そういう点ではもう少し市町村の方から実態をやっぱりきちんと報告するように求める姿勢が必要だというふうに私は思いますけれども、意見いうたらわりんやな。じゃ、以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 答弁要らんの。

議員（8番 西郡 均君） いや、今の点についてどう思うか。矛盾していると思わん。

議長（後藤 憲次君） 人権・同和対策課長。（発言する者あり）

議員（8番 西郡 均君） 私が答えてくれちゅうんじゃ答えよ。

議長（後藤 憲次君） はい、それでは、これで質疑を終わります。

日程第3．承認第7号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、承認第7号専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題としますが、質疑の通告がありませんので、終わります。（「受け付けんの。はい」と呼ぶ者あり）今回の議案の質疑についての通告申し合わせにより、9月19日の17時で締め切りました。西郡議員の通告は議案のタイトルのみで、詳細については本日8時45分に提出をされました。申し合わせにより、本日追加されました質疑通告については、各常任委員長に質問事項を申し込んでいただきたく、よろしくをお願いします。質問は認めませんので、御了解ください。

日程第4．承認第8号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第4、承認第8号専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定」を議題とし、これについても質疑の通告がありませんので、次に移ります。

日程第5．承認第9号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、承認第9号専決処分の承認を求めることについて「災

害被災者に対する市税の減免に対する条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5番、佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 佐藤です。お疲れさまでございます。災害、大変な状況でありますし、独自を設けたということになれば、その要綱が当然あると思いますので、その説明をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 税務課長。

税務課長（野中 正則君） 税務課長です。御質問にお答えいたします。

現在、由布市の条例の中に、災害被害者に対する市税の減免に関する条例がございます。ですが、今回の8月2日の台風5号に関しましては、この条例の中に少し不備がございました。その不備を要綱で定めた次第でございます。その要綱の取り扱いのポイントを申します。ポイントは2点ございまして、1点が市民税、固定資産税の減免申請の期限を定めることがうたわれておりませんでしたのでうたいました。2点目が、固定資産税の納期前、要は納期前に納税をされた方に対する救済措置を設けたと、この2点でございます。

1点目につきましては、減免申請を災害の発生した日から2カ月以内に申請を、納期限の到来する税額を減免するということに変えました。だから、災害が発生した2カ月ですので、8月2日ですので、10月の2日までに申請をしていただくということになります。

2点目が、固定資産税については、市民税は別なんです、固定資産税については前納した場合については、納期前に払った分については減免はできないというのが基本的な考えなんです。私も台風5号が来て、すぐ税務課の職員が現地に飛びまして、余りにもひどい状況なので、すぐ帰りまして、大分県の市町村に全部、災害を受けたところに全部電話確認したら、納期限前の還付はできない、減免はできないという回答です。

原則的に、税は応能主義です。要するに能力があるから税金を払っているという考え方に立っています。基本的には市民税についても1月から12月まで、要するに1年間、1イヤールールに基づいて次の年度で税金をいただきます。固定資産税についても、財産を支払う、持っているがゆえに税金も支払うという能力があるということで、応能主義をとっておりますので、基本的にはどこの市町村も減免はしてないんです。ですが、市長の、こういうときに市民の目線に立てということで、税務課としていろいろ調べました。その結果、地方税法367条で運用できるということで、県庁と協議いたしまして、県庁も総務省と協議いたした結果、全国的には栃木県の方で1カ所、この制定をしております。大分県でも初めて由布市でこれを制定したわけでございます。ですので、前納した方については減免をした後に還付をいたしましようということの要綱を別に定めた次第でございます。

以上、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで質疑を終わります。

日程第6・承認第10号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第6、承認第10号専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 7ページの6款農林水産業費で工事請負費300万円の増額、林業事業債 事業費ですか。それと、観光費で70万円修繕しているというのと、10款の教育費の中で24万8,000円工事をしているということで、詳細説明のときには補助金のつかない台風や集中豪雨による被害のためだということと言われましたけれども、具体的なちょっと工事内容を教えてください。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 1番議員にお答えします。

まず300万円の工事費の件につきましては、林道関係の災害復旧費でございます。市が直接管理をしております大分中部林道関係の15カ所、特に庄内地域の五ヶ瀬、栢の木、日ヶ暮などの19カ所の災害復旧費でございます。これらにつきましては、国県の補助事業に該当しない小規模のものでございまして、これにつきましては生活道路を兼ねた、あるいは市道を兼ねた、あるいは農道を兼ねた市民の皆さんの生活道路にも供用している部分もございまして、早期に通行可能というような形をとりたいということをお願いしたところでございます。財源につきましては100%市費でございます。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

10款の7項の2、体育施設費でございますけど、これは中洲賀グラウンドでございます。挟間の中洲賀グラウンド。これにつきましては、今、少年野球、それからグラウンドゴルフ、それからウォーキング、いろんな面で利用しております。また、当時は挟間の盆踊り大会、これもございましたので、今回工事費として上げさせてもらっております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 1番議員さんの質問にお答えいたします。

観光費の修繕費70万円についてであります。由布川峡谷の猿渡の峡谷におりる階段の一部が台風5号による増水のために破損したもので、時期的にも秋の観光シーズンに当たり、訪れるお客様の安心、そしてまた安全を確保する上から、早急に修理を行い復旧させる必要があるということから、専決処分をさせていただいております。御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。何で専決なのかという理由が知りたかったので、よくわかりましたが、あとちょっと、私が間違っていたら済みません。国県補助対象にならないというのはわかりますが、予算の中でこういうのを11款の災害復旧費に計上するのではなくて、それぞれの款から出しているというのはどうしてなのでしょう。その災害が理由となっているものについては災害復旧費から計上するのが妥当ではないかなと思うんですが、そこら辺はどうしてでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） これはちょっと査定もなく、各課から上がってきたのを一応積み上げていただいております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） いや、それは理由になってないんで、各課からこういう費用が災害復旧のために必要ですということが上がってきたら、それは査定する財政課の方でそれは災害復旧費から出しましょうというふうに判断するのが必要じゃないかなと思うんですが、そういうことは財政課長レベルあるいはその上のレベルで査定とかそういうことは判断はされなかったんですか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） この分につきましては、補正（第3号）が締め切りも間近というような形で、専決処分につきましてはもうその前の段階でしたので、一応今後こういうことがあれば課内で話し合っただけで検討したいと思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） いや、違うんです。課内で話し合うとか補正だからじゃなくて、同じ上げるにしても上げるべき費目が違うよって言うてるんですよ。同じ上げてもいいんですけど、商工費や教育費や農林水産業費から上げるんじゃないかと、上げるときに災害復旧費で上げなさいって言うてるんです。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 要するに、災害とは思わなかったというか、災害が災害で上がって

きたから、で一応ここで組んだことになっております。（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第7．議案第65号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、議案第65号固定資産評価審査委員会員の選任につき同意を求めることについては、質疑の通告がありません。

日程第8．議案第66号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第8、議案第66号由布市地域振興基金条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） この基金条例なんですけど、過去、基金条例というのは数多く出ていましたけれども、今回ちょっと気がついたんでお尋ねをしたいんですけど、管理の第3条なんですけれども、現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法でというんですけど、どういう方法がほかにあるのか。

それに、その下の行に、第2項に、有価証券に変えることができると。この有価証券に変えるときの判断というのは一体だれがするのかどうか。財産規則ですか、その中に基金の管理等で第86条であるんですけども、そこには会計課長が会計管理者に協議の上ということで市長の方に決済を受けなければならないとなっているんですけど、今会計課長と会計管理者が同じなんですけど、どういうふうな判断でどういうふうに協議をするのかお尋ねをしたいと思います。

それと、この基金条例もたくさんあるんですけど、1つの基金条例には、運用という条文があるんですけども、あとほかのは全部運用という条項はないんですけど、その違いはどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 会計管理者。

会計管理者（大久保富隆君） 会計管理者です。11番議員の質問にお答えいたします。

その他最も確実な、かつ有利な方法はどのようなものがありますかということでございます。方法としては、国債であるとか投資信託の受益証券、そういったのが考えられます。ですが、その中で1つの提議といたしまして、具体的な管理の方法として、出納長または収入役、歳計現金を指定金融機関その他確実な金融機関へ預け、預金し、その他最も確実かつ有利な方法によって保管しなくてはならない。これは各、今17基金がございます。各基金もすべて統一的なもので、こういう条文、これは地方自治法235条の4及び地方自治施行令の168の6、この法律に基づいて各基金の条例はうたっております。特にこの運用面につきましては、通常は金融機関に預

けて安全に保管することであり、かつ支払い準備に支障のない限り適時適正に預金による運用の利益を図ることであって、これを基本的な原則とする意味でありますということで、これも行政実例で示されております。

続きまして、有価証券に変えるときの判断はだれがするのかということでございますが、これも地方自治法170条の実例でございます。基金に関する預金の名義は市の名義であります。取扱者が市の会計管理者でございますので、由布市としてもそういうふうになっております。したがって、証券に変える場合は会計管理者が起案して市長の決済をとって、それで実行ということになりますから、最終的判断は市長になります。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 4条のその運用益の関連と、ほかの条文、基金条例の中には運用ということで条文があるんですが、その運用という条文がなくこの運用益金の処理とか、そういうのと整合性というのはあるんですか。ある運用という、第何条というのがあるんですけども、ないのがほとんどなんです。その違いというのは何でしょう。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 11番議員さんにお答えします。

運用がない、ほかの基金にはあるちゅうことですか。

議員（11番 二宮 英俊君） 1つはあるんです。あとのほとんどは今、これの条文ともほとんどない。

財政課長（米野 啓治君） 運用、これ2つ分けて 運用益金の処理と繰りかえ運用に分けて、この2つですべてを語っているのではないかと考えております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 1つ、運用という条文があるのが、定住化促進対策基金条例というのがあって、1条が設置、2条が積み立て、3条が運用なんです。ここはその間の、普通はそれから、今の条文では4条で管理が出るんですけども、このとき、もう3条で管理がある。だからその前の運用がなく、その後の運用益の処理とかいうのはとは合うのかどうかお聞きしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 11番議員さんにお答えします。

定住化促進は特殊な基金でございますが、処分がたしか 特殊な処分があるからではないかと思っております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（１１番 二宮 英俊君） いいですか。

議長（後藤 憲次君） ３回。

議員（１１番 二宮 英俊君） 定住化の分は基金の确实かつ効率的な運用に努めなければならぬという運用の条文なんです。すべてそれと思うんですよ。ほかの。この提案理由でも基金の運用益を活用して地域の振興を図ると。だからそういう、今特に基金の問題が出ておりますよね。だからそういう問題について運用という条文がなくて運用益どうのするとか処分をどうのするとかいうことでもいいのかどうか。そういうのが１つ欠落しているんじゃないかなというのを今御指摘しているんですが。

それは、あと答えにくかったらまた委員会の方で調査して、また後から答えてください。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

次に、１９番、吉村幸治君。

議員（１９番 吉村 幸治君） １９番、吉村です。まず、基金、いろいろありますね、１０何個あるわけですけれども、改めてこうした基金をつくったというか、その目的について再度詳細な説明をお願いしたいと思います。

先ほど、地域振興にかかわるために使うためとかというような、ああいうふうな不親切な御答弁は遠慮していただきたい。詳細な説明をお願いしたいと思っております。

それから、同じようなのに、地域福祉基金とか潤いのある町環境整備基金、こうした地域振興にかかわる基金が既にあるんですけれども、それとの違いはどこにあるんでしょうかということが２点目です。

それから、これは特例債の活用が少なかったときに１０億円をめぐりして積み立てるといふことなんですが、財政調整基金、減債基金、これそれぞれ１０億円を目指して財政改革をやりよるといふのは認めるんですけど、またその１０億円をためるといふことなんですが、特例債自身をどのように考えているのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、これが条例が成立したときに、この運用については地域審議会が何か決定権をするというような意見というか、答えがさっきの議員の質問の中にあつたようにあるんですけど、その辺もう一回ちょっと確認したいんですが、この４点をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） まず１番目ですが、この基金をつくったという趣旨は、例えば１０億円つくったときには１０億円の財源が要りますが、合併特例債を活用いたしますと、原資は３億円近くで基金が１０億円の基金ができます。そういう有利な合併特例債を使用しての基金造成だということでございます。

次に、基金の違いにつきましては、由布市潤いのある町環境整備基金、これにつきましては、

魅力ある景観及び良好な生活環境の保全並びに環境整備を図るためでございます。地域振興基金につきましては由布市の一体感の醸成に資するものとしてイベントの開催、新しい文化の創造に関する事業、そのほか地域の伝統文化の伝承に関する事業等に活用できるようになっております。

続きまして、地域福祉基金につきましては、これは定額運用型で、福祉だけの基金でございます。福祉関係にしか使われない、その運用益をもって福祉関係だけにしか使われない基金でございます。

それから、地域審議会で使うかとの御質問でございますが、この地域振興基金は、要は合併振興基金でございます。これ定額運用型でございますが、前回私が申し上げましたように、地方からの強い要望によりまして、返した元金につきましては自由に使えるというか、早く言えば財政調整基金と同じような基金でございます。活用そのものにつきましては地域審議会、そのほか地域審議会に諮るのもよろしいんですが、各事業等に助成ができるような形となっております。

議長（後藤 憲次君） 19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 余りようわからんのですが、同じような基金があるし、改めてこうした基金を整備しなければ地域振興ができないのかなというのが一つ一番疑問に思ったわけですが、10億円という、3億円で10億円の運用価値があるということですが、とりあえず具体的に、例えば何々をつくるとか何々をしたいとかいうことがあれば、その目的にもなるうかと思うので、それをお知らせいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 目的そのものは今のところはまだ決まってないといいますが、先ほど申し上げましたように、地域の一体感の醸成に資するものとしたしましてイベントの開催とかコミュニティ活動や自治会活動のために活用できるということでございます。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 副市長です。補足説明をさせていただきます。

他の基金との一番大きな違いについてちょっと説明させていただきますと、今財政課長から説明申し上げましたように、この地域振興基金は合併に際しての国の制度、優遇策 優遇策というか、支援制度の一つです。通常の合併特例債を使う事業についてはマックス、由布市の場合であると約150億円の事業ができます。その95%に合併特例債を充てられ、その70%が交付税として後々に元利償還の段階で交付税に算入されると、実質的に返ってきます。

それとは別枠で、由布市の場合にマックスでたしか18億円でしたか（発言する者あり）19億円ですか、19億円程度の地域振興基金をつくれると。その基金についても、基金を造成時に95%を合併特例債に充てられます。1億円の基金をつくるのに9,500万円合併特例債

が充てられる。元利償還については7割が償還時に元金と利息の7割が交付税算入で上乗せされ
るということで例えば3億円つくれば1億円の實質、由布市の一般財源負担で3億円の貯金がで
きると。大変有利なものなんです。もしうちに十分な預貯金 財調があるならば、19億円ま
るっとつくった方がいい。だけれども、財政運営上、基本的にこのもともとの制度は元金を取り
崩してはだめですよ。その運用益のみをソフト事業に、合併をしたときにその地域が廃れては
いけないということで、その地域を振興するため、あるいは合併後の地域との一体感の醸成とか、
そういうことのためのソフト事業に充てなさいということですよ。

今、定期預金の運用利率が0.3%ぐらいですので、例えば1億円つくっても30万円ぐらい
の年間運用益にしかならない。ただそれだけであればつくる意味が非常に少ない、非常に難しい
んだけど、これは10年たっても15年たっても由布市の貯金としてつくれるということが
1つあるのと、もう一つは、これは地方の要望でといましたけど、これは大分県の要望です。
大分県が総務省に要望したことによって元金償還を済んだ部分についてはそれを取り崩して使っ
ていいですよということになりました。それで、これは貯金をつくるという大きな意味があるの
で、財政的に無理のない範囲でこの貯金をつくらうと、そういう趣旨でございます。

それで、ただその取り崩した目的はあくまでソフト事業ということでありますので、その段階
で非常にこういう優先度の高いいろんなソフト事業に充てられます。その充てることに関しては
やはり主な目的が合併後の地域の対策ということがありますので、それぞれの地域審議会の中で
提案をし、審議をいただくということを考えております。そういうことでございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 前回定例会のときに、同僚議員が、これをつくらないのかとい
うような一般質問もあったというふうに思っております。今、その内容がよくわかったんですけ
ど、やっぱり庁舎内一体感をもってやはり基金の条例をつくるからには、財政課長、ひとつ連携
をとる中で管理をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 次に、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 運用でもう一つの一面で、市長は財政上必要があると認めるとき
は確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金は歳計現金に繰りかえて運
用することができるというふうになっています。これについて詳しい説明をしていただきたい
んですが、ほかの条項にはそれがないけれども、もともと基金の性格上、このことができるんじ
ゃないかというふうに私従来から思っていたんですが、こういう条文をうたわないと実際にでき
ないのかどうか、繰りかえ運用が。そこら辺についてもお答えをいただきたいと思ひます。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

これ結論から申し上げますと、できません。一般会計等で資金が一時的に不足をした場合に、当該団体等の内部で融通できるよう繰りかえ運用が認められておりますが、基金の場合には、基金の管理及び処分に関し、必要な事項は条例で定めることとされております。繰りかえ運用を行う場合には、条例にその旨を規定しておかなければならないとなっております。（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） 西郡議員、いいですか、もう。

議員（8番 西郡 均君） 納得できんけど調べます。

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。午後は13時より再開をいたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

日程第9・議案第67号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第9、議案第67号由布市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） この条例改正ですけれども、さきの議会の折に、こういう条例がある中で実際に公表したのかということの指摘を同僚議員がしたわけですが、それを受けて、条例を見て、前の条例ではちょっと発表の時期が時期的にちょっと厳しいということ、1カ月ずらしての公表をしますという条例改正でございますけれども、本市の財政状況の現状を見ましたときに、現金、それからお金の扱いが1本の通帳の中で行われている現状を考えたときに、財政状況の途中の報告というのが果たしてできるのだからかと、庁舎の問題の指摘をしておりましたけれども、最後に国、県からお金が入ってくるという状況もあるし、そういう状況を見たときに、1年間をトータルしてでの財政状況というのは発表できると思うんですが、またせないけんのですが、途中で果たしてできるのかなという疑問がありますので、その辺について財政課長、それから会計管理者、ひとつお答えをいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 会計管理者。

会計管理者（大久保富隆君） 会計管理者です。19番議員にお答えをいたします。

会計課といたしましては、月締めでします。ですから、その月が終われば何款が幾ら使った、何節が幾ら使ったというのが出ますので、その辺は問題ないと思うんですが、この公表の内容に

よっては、財政分析してまでの公表なのか現実的に何款をどれくらい使ったのかという、その辺の公表内容にもよると思いますが、月末が終わればどのくらい使ったというのは会計課サイドでは数字は出ます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 19番議員にお答えいたします。

財政分析までではなくて、幾ら入ったという公表でございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 当然事業等の進捗状況は発表せないけんと思うんですね、途中経過は。だけどやっぱり金銭的な面で、ちょっと一般の市民の方に理解がいただける報告ができるかなというふうな疑念があったもんですからお聞きしたんですけれども、やるということでございますから、期待しておりますので、よろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 次に、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 事前の通告では2点で、2点目は今同僚議員が言った内容であります。

1つは、先般、議案の出し方として、一部を改正する条例と条例の一部改正という使い方をずっとやっているんで、次回から統一するよというお願いをしたところ、今回もまた、専決の分は一部を改正する条例についてで、今回の条例が条例の一部改正についてというふうな出し方をしています。人の言うことは聞く耳持たんということなのか、何か根拠があってやっているのか、それを教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、8番議員、西郡議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。

議員さんの御質問は、今回の承認7号、8号、9号専決処分につきましての条例については一部を改正する条例になっていると。ただし、議案67号につきましては条例の一部改正ということになっている。これを統一する必要があるんじゃないかという御指摘だろうと思います。これについて答弁いたしますが、承認7号、8号、9号につきましては専決処分の承認でございます、7号の例にとりますと、由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、そこまでが1つの条例のタイトルでございます。下の議案第67号につきましては、由布市財政状況の作成及び公表に関する条例、ここまでが私どもの例規集に載っています条例名でございます。条例の名前でございます。議案につきましては、その条例の一部改正ということの御提案でございます、承認につきましては法改正の事務上で、こういう条例の一部を改正する条例というよ

うな表現の仕方をいたします。そういうことでございますので、これを統一するというには若干の無理があろうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 無理があるのはあなたの方で、「について」をつけ加えればいいだけの話で、基本的にはそういうふうにして峻別する方法がいいというふうには私には理解できないんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 私ども、この件につきましてはいろんな参考図書等々を調査いたしまして、どういう表記の仕方が一番正しいのかということで調査をしてみました。そういう中でいろんな参考本を見ますと、承認、専決処分等々につきましては、関する条例の一部改正をする条例という、そういう表現の仕方が望ましい。そこまでが1つの条例の名前であるということでございますので、ひとつそれで御理解をいただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。これで質疑を終わります。

日程第10．議案第68号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第10、議案第68号市道路線の認定については質疑の通告がありません。

日程第11．議案第69号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第11、議案第69号由布市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

お諮りします。議案第69号由布市土地開発公社定款の変更については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号については委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定をいたしました。

これより質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 一般質問の中で明らかにしていただいたんですけども、この定款の附則には、この定款は大分県知事の認可を得て郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日から施行するというふうには書いています。根拠法令が附則にも書かれています。提案理

由の中と同じように。しかし、提案理由に書かれている郵政民営化法の中には、郵便貯金の廃止は含まれてないということは一般質問の答弁の中で出ていました。正確にいうと、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第101号）の第2条にその郵便貯金の廃止が載っているというふうに総務課長が答えたんで、正確な根拠法令としてその法律を明記して法律番号も書くべきではないんですか。附則として違う法律を書いて後々残すという恥はかかんようにした方がいいんじゃないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 8番議員にお答えをいたします。

確かに議員の御指摘のとおり、郵便貯金法の廃止につきましては郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、法律の102号でそのように示されております。であります、ここに示しております郵政民営化法97号につきましては、郵政公社の仕事を継承しつつ、そしてそれを民営化するための事項を示した基本的なものと、そういう法律でございます。この法律97号につきましては、その郵政公社の事業を継承しつつ6個の会社に分割をすると、そういうことで示されております。その会社の中の1つに郵便貯金銀行と、そういうものが示されております。その郵便貯金銀行におきましては、市中銀行と同じように銀行法の規定を適用すると、そういうことでうたっております。

そういうことを受けまして、一番郵政民営化法の基本になる法律ということでここに書かせてもらっておりますので、そういうことで御理解をしていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 御理解はできませんね。行革法と行革一括法関連法が違うように、法律そのものが違うんですから、あなたが、正しいのはそうでしょうけれども、民営化法で含まれているなんて言い方をしても通らん話なんで、通る話をしていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） この件につきましては、一応県の方にも合い議をいたしまして、確かに西郡議員の言うとおりであるということではありますが、この郵政民営化法でもそれは間違いではないと、そういうことで指導を受けております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 間違いではないという意味が私にはわからんのですけど。郵政民営化法等と書いて、法律番号を書かなければ別に問題はありません。しかし、郵政民営化法と書いて法律番号まで書いておれば特定されますから、全然違う法律を充てるなんてことは成り立たんんじゃないですか。間違いではないというのはそういうのを指しているんじゃないですか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 大変こじつけになろうかと思えますけど、郵政民営化法の中で郵便貯金銀行というものが先ほど言いましたように示されておりまして、その中で銀行法の規定の適用ということで、その銀行法につきましては、今までは預金等については郵便貯金と、そういうものがあつたものが、それが今度は通常預金というようなもとの銀行法の中では示されておりまして、そういう解釈等もありまして、これで間違いはないだろうということの判断でございます。

議長（後藤 憲次君） この議案のみほかに質疑を受けたいと思えますけど、ありませんか。

（発言する者あり）これで質疑を終わります。

なお、議案第69号由布市土地開発公社定款の変更については、25日、本会議で決算質疑終了後に討論、採決を行います。よろしくをお願いします。

日程第12・議案第70号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第12、議案第70号平成19年度由布市一般会計補正予算（第3号）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、14番、江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 40ページの11款1項1目15節の工事請負費ですが、5億4,400万円ほど上がっております。これについては、申請があつたものだけというふうに聞いております。耕地の被害額の基準が40万円以上というふうになってはいますが、40万以下の農家の救済方法は考えているのかどうかということが1つ。

これが単費で対応できないかということと、激甚災害との絡みはどうなるのかということが1つ。

林道になってない作業道等の崩壊については、復旧に対しての補正はどうなっているのかということをお聞きいたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 14番議員の江藤議員さんの御質問にお答えします。

まず、耕地作業につきましては、これまでも御説明しておりますが、国の基準によります40万円以上というものが対象になるというふうに理解しております。本体工事が40万円でございますので、災害応急復旧が20万円も認めていただいておりますので、1カ所当たり60万円が国の査定事業になるというようなことで、今回この予算に計上している分につきましては市内の一応予定されている箇所ということで、これから国の査定を目指してそれぞれの農業者から申請のあつた分について国の査定に臨んでいくということでございますので、申請のあつた分につ

きましてはすべてというふうなことは言い切れない分も多少残しております。

もう一つの御質問の、40万円以下に該当しない部分について市で考えないかというような御質問でございますが、これらにつきましては極力私もそういうふうな形で支援をしているところでございますが、市の単独として考えていけるのではなからうかというふうなことも考えておりまして、原材料の支給とか重機の借り上げというふうなことを市費で予算計上しておりますので、柔軟に対応していきたいと思っておりますが、個人の分につきましては農道あるいは施設等に係る個人の分につきましてはなかなか厳しい実情もございます。しかしながら、その農道あるいは作業道等が公共的な意味も含んでおるといふようなことの状況もございますれば、市の組んでおります予算の中で柔軟に対応していくというふうな考えも持っております。

あくまでも個人の農地で対象にならない分については、今回の災害査定には対象になってない。しかしながら、市で単独で組んでおります公道部分、公共的な農道、公共的な水路の分については2分の1の支援事業で取り組ませてまいっているというふうな状況でございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 激甚災害ということでもございますので、そこ辺の農家に対する柔軟な対応をよろしくお願いしたいと思えます。終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 24番。

議長（後藤 憲次君） 済みません、ちょっと失礼します。5番、佐藤郁夫君。大変失礼しました。

議員（5番 佐藤 郁夫君） こういう、順番はこれでよかったですか。歳入からと私思っていたけど、まあいいんですね。こういう。出した順ですね。はい、わかりました。

21ページでございます。総務費1項総務管理費の9の地域振興費の工事請負費で600万円であります。詳細説明の中で、小平集会所の改修工事と説明がありましたが、集会所と地区公民館とどう違うのか説明をしていただきたいのと、補助金がありますが、補助金の説明をしていただきたい。補助件名、補助金、補助率、補助要綱。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院の振興局長です。御質問にお答えいたします。

この小平地区の集会所の位置づけですが、由布市湯布院地域における集会所及び自治公民館の設置条例というのがございまして、それに規定されております小平地区集会所でございます。もちろん機能といたしましては自治公民館、集会所、地区公民館同じでございます。

それから補助金でございますが、この件につきましては電源立地対策の助成交付金として予算

書に上げておりますが、450万円の定額の補助でございます。

それから補助要綱でございますが、この電源立地地域対策交付金に定められておまして、公共施設としての教育文化施設。その中の集会所、公民館というふうに規定されておりますので、その旨を取り扱ってございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 続けて。

議員（5番 佐藤 郁夫君） そうですか。次は37ページです。10款の教育費でございます。2項の小学校費、1目の学校管理費の7節の賃金720万円、賃金の内容を教えていただきたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 5番議員、佐藤議員さんの質問にお答えいたします。

小学校費の賃金720万円につきましては、特別支援員の賃金でございます。市内17校の小学校のうち6校に配置しております特別支援員の賃金でございます。補正になりましたわけとしましては、昨年の12月に措置の予定の通知がございましたが、決定事項が当初予算に間に合わなかったために補正になったような次第でございます。交付税の措置が1人当たり84万円の措置を講じております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） この件に関しましては1点だけ確認をしておきたいと思えます。通常、人件費等は当然当初予算、先ほど課長が言われましたように、早く決まればと言いながら、現実問題として配置を含めて、決まっておったのであれば、私は当初予算で計上していただいて、やはり全体的な見通しの中で予算というのは上げるんじゃないか。など、そういうことを思っていますので、答弁は要りませんけれども、後日こういうことにつきましてはいろんな状況の中で対応させていただきます。よろしく申し上げます。もう結構です。

議長（後藤 憲次君） 次に、24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 24番、山村です。歳出の33ページお願いします。8款の土木費、2目の道路新設改良費、19節の負担金補助及び交付金の中の工事請負費6,306万2,000円、この工事の概要について、災害と思えますが、件数、場所、金額について詳細な説明をお願いします。

それから2点目は、私の要望ですが、所属委員会の方はわかりませんが、所属委員会以外の方はなかなかこの内容についてわかりづらいところがあると思えますので、議会運営をスムーズにするためにも、500万円以上の工事について一覧表を作成し、関係議員に配付をされたいと

と思いますが、その2点についてお尋ねをします。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。お答え申し上げます。

工事請負費の6,306万2,000円については、今回5路線の道路改良を予算計上しております。内訳といたしましては、向原別府線七蔵司工区の1工区でございます。この分に2,100万円、それから風呂迫堺の谷線369万8,000円でございます。それから日出生台塚原線について511万4,000円、それから若杉線外1について525万円、そして奥江線について2,800万円の5路線でございます。

それから、先ほど申されました一覧表の資料作成についてでございますが、今後財政、総務とも協議をした後に御返答申し上げたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） わかりました。ぜひとも一覧表の方はよろしく願います。これで終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、18番、小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） 該当ページ数は32ページでございます。補正額が、私の質問はこういうものではございません。予算審議でございますので、これの道路維持費に対する考え方をお伺いをしたいというふうに思っております。

市道における道路管理者というのはもう申すまでもありません。市長にあるわけでございますけれども、道路管理の瑕疵の問題を含みをもってさきの6月定例会において道路維持費、とりわけこの15節の増額を要求をいたしたわけですが、際限のない行政需要に対処する中で、早速今議会のこの補正の中で予算措置をしていただいて、これにつきましては敬意を表したいと思います。ただ、これにつきましては注文がございますので、後で質問をいたしたいと思います。

2点基本的な考え方を伺います。

まず1点目として、道路の整備状況についての基本的な考え方と職務権限についてでございますが、現在、市道路線数は685路線、総延長で608.2キロとなっている、こういった報告が以前なされたようにあります。この内訳を旧町ごとに示していただきたい。このうち維持修繕並びに舗装件数の要望がどのくらいあるのか、それも旧町時からの各町の持ち込み件数並びに新市になってからの各町からの要望がどのくらいか、そういった状況を示していただきたいと思えます。

と同時に、要望書がそれぞれ市長まで上がっているのかどうか、もしそうでないとするならば、その職務権限はどの範囲まで及んでいるのか。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人議員、大変済みませんが、質疑につきましては会議規則第

55条により申しましたように、自己の意見を述べるのではなく、議題について疑義をただしていただきたいというふうに思います。

議員（18番 小野二三人君） その議題でございますけど、さきにお断りしたように、予算審議でございますので、私は、これは許していただきたいと思うんです。

そこで、2点目として、予算措置は通年予算として措置すべきということで、同僚議員が以前 昨年だったですか この通年予算ということで触れたことがあるかと思えますけれども、現下の厳しい財政状況下でございますけれども、予算は行政の設計書でございます。これが通年予算で可能なものは補正でなくて、たとえ消費的経費であろうとも、投資的経費であろうとも、こういったたぐいのものは当初で計上していただきたいと、そういうふうに思っております。したがって、冒頭にお断りしましたように、額を指しているものではございません。これにつきましては、通告では市長に答弁を求めておりますけれども、副市長でも結構ですし担当部課長でも結構です。これに答えていただきたいと、そういうふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 修繕維持舗装要望につきましては、500万円以下の件につきましては私の決済まで上がってこないわけで、担当で決済をしているところでございます。

それから、これ当初予算で組むべきだということでもありますけれども、予算につきましては、通年予算が原則ではありますけど、当初予算の編成時に財源の不足とかそういうことがございまして通年予算を組めない。そして、財源の余剰が認められた時点でまた補正を組んで、徐々に予算の措置をしていくというのがこれまでのやり方でありまして、どうしても当初では組めない状況であります。

あと路線の数については担当課長、（「いいですか。私やろうか」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。18番、小野議員の御質問にお答えいたします。

各旧町ごとの市道の路線数、それからまた延長でございますが、挾間町におきましては328路線、延長で237.3キロメートル、庄内町では200路線、延長で223.8キロメートル、湯布院町では163路線で、延長は148.4キロメートルとなっております。

次に、維持修繕、舗装の要望の件数でございますが、旧町時からの持ち込みにつきましては、挾間町で維持補修5件、舗装が8件、庄内町で維持補修47件、舗装で11件となっております。湯布院町につきましては持ち込みはございません。

また、新市になってからの各町からの要望件数でございますが、挾間町では維持修繕要望が49件です。そのうち完了が18件。舗装要望は3件で、うち完了が1件となっております。庄

内町では、維持修繕要望が87件、うち完了が27件、舗装要望は4件となっております。完了はありません。湯布院町では、維持修繕要望が53件、うち完了が20件、舗装要望は1件で、工事の完了はしてありません。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。もういいですか。（発言する者あり）次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 4件あります。まず24ページ、3款民生費1項5目19節老人保健事務費の広域連合負担金が増額されたことに対して、財源なんですけれども、国庫支出金が2,000万円減額されて一般財源から出すということになっております。詳細説明のときに合併補助金が充当できないことになったためにというような説明だったんですけども、合併補助金が急に充当できなくなったということについての詳しい経緯をちょっと知りたいと思います。

これの分、歳入の方のリストは多分13ページのあたりだと思うんですが、ほかにもこれ、ここでは2,000万円だけ減らされておりますけれども、今回の補正全体で合併対策の補助金、国の補助金が3,300万円も減額されております。これこの民生費だけではなくて、ほかの分も合併補助金が充てられるものが充てられなくなったということがあるのかどうか、またその理由はということなのか教えてください。

それから、同じ24ページのその下の介護保険事務費の地域介護福祉空間整備補助金4,200万円、これ新規事業で上がっていますけれども、この新規事業の内容を教えてください。

あと29ページ、農林水産業費ですが、3目農業振興費の中の13節委託料で、新規事業が幾つか上がっています。農と官の地産地消事務業務とか、農業農村計画策定業務、何か新規事業が幾つか上がっておりますけれども、この内容と委託料で上がっています委託先はどこになるのかということをお教えてください。

あと37ページ、10款教育費の中学校費の中で あ、中学校費じゃない。済みません、下の6項の社会教育費の中で、社会教育総務費の賃金、臨時職員、これ詳細説明では川西湯平の公民館の臨時職員の分、半年分を増額出したということでした。先ほど上の方の賃金で同じようなことを聞かれましたけれども、なぜ当初予算で半年分しか組んでいなかったのかということをお教えてください。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。1番議員にお答えをしたいと思います。マイナスの2,000万円について財政課長の方から、いいですかね。私が言っているんですかね。

(発言する者あり)

議長(後藤 憲次君) それでは、こちらから先、財政課長の方から先にいきましょうか。

保険課長(飯倉 敏雄君) と思います。

議長(後藤 憲次君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 1番議員さんにお答えいたします。

2,000万円の国の補助金が減額になっているということでございますが、これにつきましては、この事業ではなくて、歳出の中で2,500万円、国保の中の2,500万円の事業がございます。その事業が2,000万円減額になったということでございます。合併対策補助金、トータル3,380万9,000円減額になっておりますが、先ほど言いました2,000万円は国保の広域電算整備事業でございます。これが2,000万円減額で、あとにつきましては事務局費の109万8,000円、それから小学校費の小学校総務費で587万6,000円、それから中学校の総務費で397万2,000円、それから体育施設費で198万1,000円減額となっております。

それから、この補助金につきましては一応県の方に申請して、県でチェックを受けてこれらのものは該当しませんということで減額しました。

議長(後藤 憲次君) 保険課長。

保険課長(飯倉 敏雄君) 保険課長でございます。今の続きでございますけれども、財政課長の方が国保特会というふうに表現しているんですけれども、これは老人医療特別会計ということでございまして、で、これ当初のいきさつを合併対策事業費補助金が当初5,180万9,000円計上されておったということでございます。この中の2,000万が老人特会の広域連合のシステム改修費用ということで、こちらの方から出るということでございましたけれども、当初予算が決定を4月にされまして、その後に財政課の方が県の方に交付申請に行ったと。その段階で判明したということで、この分の、まず取り消しになった理由というのは交付税に算入されるということで、算入されている分があるために2,000万円はカットするんだという表現でございました。

この交付税に算入されているのはどの金額かといいますと、全体では2,940万円の当初、老人保健事務費の中で計上いたしております。この中の一部分、基準額がございます。基準額が、この中で800万円ちょいの基準額がございます。このうちの2分の1が交付税で算入されると。そのあと2分の1につきましては国庫の方から補助金がつくということでございます。

次に、6目の介護保険事務費につきましては、今回新規事業で計上いたしました。これは介護保険事業計画の中に介護保険施設整備を行うということでございまして、この事業名につきましては地域密着型サービスを3カ年計画の中で新規事業として上げております。多分議員の皆さん

の手元に介護保険事業計画書が届いておるとおもいます。この中に内容につきましては記載されており、

補助金の内容につきましては、小規模多機能型居宅介護で、内示が1,500万円ありております。夜間対応型訪問介護500万円、これも内示がありております。認知症対象型通所介護700万円、これも内示がありております。既存特養個室ユニット改修経費ということで、今回20戸の改修工事をするために1,500万円の内示も受けております。その合計が4,200万円ということでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 1番議員の小林議員の御質問にお答えします。

まず29ページの13の委託料の内訳、あるいは委託先の業者が決まっているかということでございますが、まずこの委託料につきましては、上の農と官の地産地消事業、農業農村計画策定業務、農用地利用計画策定業務につきましては単費でございます。

まず一番下の調整事務業務につきまして御説明をいたします。これにつきましては米の円滑な推進を図るということで、国の方から現段階で米の生産調整あるいは政府に売り渡す米の事務の円滑な推進をするための事務費でございます。詳しく御説明いたしますと、歳入で198万2,000円が入るようになっておりまして、市費は単費として1,000円の上乗せをしております。それぞれの振興費の中の賃金、需用費、役務費等に計上しておりますが、13の調整事務費の76万円につきましては、一部農協でこの業務を行っていただいておりますので、さわやか農協あるいは湯布院農協に業務委託という形でなろうかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。その調整事務業務でございます。

まず13の一番上の農と官の地産事業業務委託につきましては、市長の一般質問でも御説明いたしましたように、湯布院地域の観光産業とともに庄内地域を中心とした周辺地域の農産物の供給ができないだろうかというふうなことで、これらのノウハウ、あるいは専門的な仕組みがあるんじゃないだろうかというふうなことににつきまして業務の委託をしながら、ある意味では実験事業でできないだろうか、そういうふうな形の業務委託を考えているところです。委託先についてはまだ未定でございます。

次の農業農村計画策定業務につきましては、由布市全体の農業振興計画は実はできておりませんでしたので、それぞれ例えば耕地の振興計画、林業の振興計画、作物ごとの振興計画というのにはできておりましたが、全体的な由布市の農業振興計画はできておりませんでした。これらにつきまして総合計画の実行あるいは実施計画の実行とともに、由布市全体の農業振興計画をつくっていききたい。私どもで作業に入っているところでございますが、やはり全国的な情報、国の農業

の情報、あるいは消費者の状況を含めて専門的な知識を一部必要といたしますので、その一部の業務につきまして専門業者に委託をしながらノウハウを入れてつくっていきたいというふうなことを考えております。委託先についてはまだ未定でございます。

次の農用地利用計画管理図作成業務につきましては、由布市内全体の農業振興計画を今策定しておりますが、この農業振興計画策定に伴いまして、それらに必要な図面が必要になってきます。この図面の作成の委託を予定しているところでございます。業者についてはまだ未定でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

10款の6項1目の社会総務費の中の7賃金でございますが、議員御指摘のとおり、これは川西湯平公民館の臨時職員さんの2名分でございます。当初半年ということをお願いしていたわけでございますが、事業をやって推進していく中で、1年間やはり雇用してほしいということでございますので、要望がありましたので、あと半年分をしております。ただし、この金額は当初予算につきませんで、299万円、1年間分の賃金でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっとそれぞれ納得できないことがいっぱいあるんですけど、まず合併補助金が充当できなくなったということについて、これやっぱりちょっとおかしいなと思うんですけども、経緯はわかりました。ただ、合併補助金が対象となる事業がどういうものかということは事前に示されていたはずですよ。よく聞きますと、これ電算システムのためなんていうのは、これ合併補助金の目的に応じていたはずだと思うんです。それが県の方に来て申請チェックしてみたら半分は交付税算入されるから該当されませんよって後になって言われたと。こういうことをまず4月の当初予算に上げる段階でそういうことが何でわからないのかと。何かこう後から合併補助金をあてにしてやってみたらだめだったというのはラグビー場の建設のもそうだったと思います。それで2億円結局市が自分で払わなきゃいけなくなったりとか、何か当初は合併補助金が上がって特例債なんか使える使えると言っておきながら、ふたをあけてみたら使えないみたいなことが何か続出しているようで、市だけの判断ではなくて県の方の判断が大きいのかもしれませんけれども、そういうことを事前にもうちょっと確認できないのかと。

今回、さっきの議案で起債して基金を使うと言っていますが、それだって何に使えるか、後から制限がかかるなんてことが危惧されるんですが、当初予算の段階でその財源として合併補助金をあげようと言ったときにそういう確認をしていたのかしてないのか、もう一遍確認をしたい

と思います。

それから全部まとめて2回目の質問をしますけれども、農林水産業費のこの新規事業、中味はよくわかりました。ただ、特にこの上の農と官の地産地消事業とか農村振興計画 農業農村計画をつくるというのは内容は大変すばらしいんですけども、こういうことは何で当初予算で上がってなくて、年度の途中でこういう新しい新規事業が上がってくるのか。もっと言うと、総合計画の実施計画を見ましたけれども、こういう事業をやるなんてことは総合計画の実施計画に載っていませんよね。大変事業としてはいいんですけども、年度途中でこういう新規事業がぼこぼこって上がってきて、それで新規予算がつくという経緯がよくわからないんですが、どうしてこういう新規事業が年度途中で上がってきたのか、最初の計画はどこにあったのかということ。

それから、あと賃金の分なんですけれども、先ほどの議員さんの質問と重なるんですけども、特に先ほどの教員の賃金と違って、これ全部市の単費で出している賃金ですよ。こういうものはやっぱり一般財源から出すのであれば、そういう1年分を当初予算にやっぱり出しておくべきだったと。今ちょっと御説明を聞きましたら、途中からやっぱりあと半年という意見が上がったのでということであれば、当初のときはもしかしたら半年で終わるかもしれないという計画があったんでしょうか、お話があったんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

当初予算を組む場合に、一応半年ということで我々は計画しておりましたが、今回どうしても1年分欲しいということでございますので、1年間お願いしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 議員御指摘の、なぜこれが年度途中で入ったかという御質問でございますが、突然的にわいてきた事業でもございませんで、私ども農政課内では年度当初あるいは昨年あたりからこういうことが必要ではなからうか、一刻も早く実施するべきだというふうなことで議論あるいは調査研究をしてきたこと。御質問になかった次の19の項目にはその組織のための支援事業というのを組んでおりまして、この時期が非常に私どもとしてはベストだ。この時期に早期に由布市内の地域農業あるいは地産地消事業の推進をしていきたいというふうなことで、財源関係の調整もございましたが、この時期に予算をいただき実施していきたいというようなことを考えているところです。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 1番議員さんにお答えいたします。

こういうことがなぜ当初にわからなかったかということでございますが、当初はやはり先ほど市長が言いましたように財源不足が絡んでおりました。で、何とか国の補助金等を充当できる分

につきまして、該当しそうな事業を上げて申請をしていたわけでございます。今後、気をつけたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） あと一回だけ。農政課長、今急に上がってきたわけではないというんですけれども、総合計画の実施計画にのっていますか、これ。この事業名は。のっていたらページ数と場所を教えてください。関係するところを見たんですけど見当たりません。去年あたりから上がってきたというのであれば、やっぱり計画的な行政運営をするためにはこういうものはきちんと事前に実施計画にのせて、この計画にのっている事業だから予算化させるんですということをしていただかないと、思いつき事業みたいなことをぽこぽこやるのは問題かなというふうに思います。もし実施計画に上がっているのであれば、どこに当てはまるのか教えてください。

あと財政課長、気をつけますじゃなくて、具体的にじゃ当初予算で財源を国庫の合併補助金に充てましょうというふうな、この欄にのせようとしたときに、そのとき既に県の方にこの事業内容が合併補助金の対象になりますかどうかという打診は聞いてからのせたんですか、それとも市のレベルサイドで、データシステムだったら補助金が充てられるだろうと市だけで判断してのせたんでしょうか。どちらでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 市の判断で、後からこの申請をするということでございます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 事業名として、この言葉では載っておりませんが、地産地消の推進ということで、ページ等についてはちょっと記憶しておりませんが、大まかな総合計画の実施プランの中では地産地消の推進あるいは由布市の観光と農業の推進という項目は上がっているというふうに理解をして推進をしているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林さん、3回が終わりましたので。いいですか。

次に、12番、藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴です。19ページの歳出の総務費の中の目の一般管理費、区分11の需用費の件ですけれども、法規追録代ということで583万円増額補正をされております。当初予算では610万8,000円を計上いたしております。そこで、担当課長に2点ほど質問をしたいと、このように思います。

まず1点目が、当初予算編成時点の査定の段階で、600万円に対して今回の500数万円ということで、査定段階でこういう予算計上はできなかったのかということがまず1点目。

それからもう一点目が、追録の本の内容、これ差しかえだったのか新規にもう法律が変わって、そっくり購入したのか。ちなみに私も今第一法規の本を講読しておりますけれども、ほぼ、ほと

んど差しかえです。それで金額ももうほとんどもう安い金額で、買うときには何十万という金を出したんですけれども、差しかえの場合はかなり何千円という単位で差しかえていただいておりますので、そこら辺の2点の回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。12番、藤柴議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。

なお、この質問につきましては15番の佐藤人巳議員さんからも同趣旨の質問が出ておりますので、あわせて御回答ということでよろしくお願いいたします。

まず第1点目でございます。当初予算で何で600万円しか組まなかったのかと。今全部合計しますと1,100万円を超えているような状況にあるという御指摘でございますけれども、ちなみに18年度の決算額を御報告申し上げますと、906万9,000円の決算額でございます。この中で例規集に関係するものが8割以上でございます。例規集に関係するやつが。これが700万円で、あと200万円程度がそれ以外のいろんな図書室にある法規関係の差しかえ料、そういうものになってございます。年間900万円ぐらいかかるものを何で当初予算に600万円しか組まないのかという話でございますけれども、また財源の都合上ばっかし申し上げて大変恐縮でございますけれども、当初予算編成が大変厳しいという中で、とりあえず600万円あれば上半期はゆっくりいくであろうということで、とりあえず600万円という査定があって、600万円だけ予算をいただいたという経緯があります。

それと、全体的に金額が大きいんで、差しかえ料が主なものか新規な図書を買うんかというような御質問でございますけれども、ことしが御存じのように自治法の改正がございまして、議員の皆様にも配付してございます例規集でございます。これは職員も含めましたら全部で100冊用意してございます。今回自治法の改正がございまして、御承知のように助役が副市長に変わるとか会計管理者が一般職員として新たに設けられるとか、そういう自治法の改正がございまして、その関連する差しかえの分が非常に影響する項目が多うございまして、それだけでも1162ページという大変膨大な数になっております。1ページの単価につきましては今差しかえ用も含めまして63円ということで契約いたしてございますけれども、今回はそういう法律改正があったということで、通常の見込みよりも約、そうですね、200万円強の特別な経費がかかるということでございます。

非常に膨大な金額がかかっておりますけれども、この例規集等々につきましては、これに基づきましていろんな行政運営がなされていますし、議員さんの御質疑等々につきましてもやっぱりこの例規集というのは非常に大事だろうということで、必要不可欠なものであるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 12番、藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 内容についてはよく理解できました。今後、まだ今年しかたっておりませんので、今後金額的にこういう大きな金額の差しかえ等、また購入等の予測がされるのかどうか、そこら辺をもう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 私どもの試算では、今のトータルの1,193万8,000円で平成19年度は何とか乗り切れるであろうというふうには推察いたしておりますけれども、また法の改正等々が途中で出てきまして、どうしてもやっぱり例規集の差しかえ等々が必要であるという場合もまた出てくる可能性も若干残されておりますので、その場合につきましてはまた改めて補正という形をお願い申し上げることも生じてこようかと思っております。その節はぜひ御理解いただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

ここで休憩をします。再開は14時10分から再開します。

午後1時58分休憩

.....
午後2時10分再開

議長（後藤 憲次君） 再開します。

副市長が市長代理のために湯布院町の方に参ります。

次に、19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番です。41ページお願いします。この13款の諸支出金2項基金費1目基金費、この中に地域振興基金新規3億円、これが予算化をされておるんですけども、この予算の上げ方は少しおかしいんじゃないかなと思います。と申しますのも、議案の66号で、条例を今回可決をいただこうかと、御承認いただこうかという段取りのようにあります。ですから、この66号が可決をされて12月の補正に計上すべきものではないかなと思うんですが、その辺の考えをお願いしたいと思います。

それから、財政調整基金2億3,000万円、金をためることは大変いいことだとは思いますが、当初、この財政調整基金の目標額10億円は平成22年、5年をかけて蓄えましようという計画の中で運営をされていると思うんですが、既に7億9,000万円の基金をつくりながら、再度補正で2億3,000万円持っていくと。金をためるといいんですけども、やはり合併してその効果を皆さんが言う中で、そのお金を有効利用するために、今計画がなければとりあえず予備費、14款あたりに計上すべきではないかなと思うんですが、この2点に

ついて考えをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 19番議員にお答えいたします。

まず第1点目の、3億円の計上はこの議会ではおかしいのではないかとございませうが、条例制定と同時に予算計上しているわけですが、合併特例債を活用しての基金造成でございまして、起債の借り入れ申請が許可制から協議制に変更されました。同意をいただいて変更申請をするわけですが、変更申請が12月の議会では間に合わないために今回計上させていただいたわけですが、

それから2番目の財政調整基金は予備費で計上するべきではないかとございませうが、この2億3,000万円というのは剰余金の分でございますが、地財法第7条1項でしたか、剰余金の2分の1は積み立てなければならないということで、剰余金4億6,000万円の2分の1を積み立てたということでございませう。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 同時提案と申しますか、これ66号、それから70号、ちょっと議会を軽視しているんじゃないかなと思われてもこれはいたし方がない提案の仕方と思うんです。これを受けて臨時議会だって開いてもいいわけですよ。この3億円をつくるのに当たっては、その辺もちょっと気にかかったんですけれども、一応基金の目的等も先ほどお聞きしましたので、一応わかりました。

それから、今予備費が幾らあるんですか。14款、今これ載っていませんけれども、前回17年度ですか、この決算を見ると、予備費から充用、予備費から充用というのが非常に多いわけですよ。そういう中で予備費の備蓄は大丈夫なのかなという思いがありましたので、2億3,000万円をいきなり財政基金の方に持っていった方がいいのかなという心配がありましたものですから、その辺、現在の予備費が幾らあるのかということと、先ほど何か半分の3,000万円をと言いましたけど、2億3,000万円ですからね、これをもう一回ちょっと説明してください。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 剰余金が4億6,000万円ございまして、その半分の、2分の1の2億3,000万円でございます。

それと、予備費でございませうが、当初に2,000万円を計上させていただいております。これから補正がまだ予備費に補正はしてなかったはずですよ。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

次に、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。大きく4点でございますが、質問させていただきます。

まず20ページ、4款総務費でございます。1項総務管理費5目財産管理費の15節工事請負費に湯平泉源耕地復旧という説明がございましたけれども、その内容とこの件のみの工事請負費の経費はいかほどかを教えていただきたい。

次に30ページ、6款農林水産費1項農業費3目農業振興費19節の負補交でございますけれども、中山間地の直接支払いだということで、1地区増加したという説明がございましたので、その当該地の詳細について教えていただきたいと思います。

次が34ページ、8款土木費3項河川費1目河川総務費の9節旅費でございますが、何のためかということで、ダム研修のためと言っていましたけれども、ダムが一体どういうふうなものなのか、そのダム研修の内容と目的といたしますか、そのあたりを詳細を教えてください。

次いで同じく土木費でございますけれども、4項の都市計画費で1目都市計画総務費、同じ9節での旅費でございますけれども、これの内容がまた景観について視察するんだということですので、上の先ほどの河川の方と、ダムの方と同様に内容について教えていただきたいと思えます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） 契約管理課長です。それでは、7番、溝口議員にお答えいたします。

まず、20ページの部分の15節の工事請負費、この中の湯平の泉源の耕地復旧の内容と経費ということでございますが、この土地につきましては中鶴1号線の泉源用地ということで、湯平の古長さんという方から用地を借用しまして、ちょうどこの契約がこととして期間満了というふうになっております。この関係で、この契約書には、期間満了時には原状回復がうたわれておりますことから、これを履行するということでございます。結局耕地ですね。田んぼの原状に戻すための費用ということで、金額につきましては180万6,000円となっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 溝口議員の御質問にお答えします。

30ページの農業振興費の負担金補助及び交付金の中山間地等直接支払い交付金の件でございますが、1,889万5,000円をお願いしているところです。これにつきましては、地域につきましては庄内地域、淵6区という地区でございます。約44ヘクタールの783万円の事業で

ございます。補正につきましては844万5,000円お願いしておりますが、この淵6区につきましては783万3,000円、61万2,000円の増減につきましては、これまで指定をしております由布市内の中山間地の調整分でございます。

ちなみに、由布市内には61地域の指定をしております。2億4,800万円の交付がされる予定になっております。今回、1地区の追加によりまして783万円、残りの61万2,000円については、これまで指定しているところの増減の調整でございます。これにつきましては御存じのように、地域リーダー、淵6区につきましては地域リーダーの、他の地域に負けずに当地区も頑張ろうというふうなことで今回新たにこの地区が中山間地に指定になったわけでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。お答え申し上げます。

由布市内で市が管理をしておりますダムが、若杉ダムが1件ございます。若杉ダムの管理に当たって、ダム管理主任さんを置きなさいということが省令で定められております。そういうことから、1名の職員をダム研修に前期と後期ということで、前期については学科です。後期については実地ということで、その研修に行かせるという旅費でございます。

続きまして、都市計画費の旅費については、今景観法にのっとりまして景観条例を策定しようという準備をしております。それに伴いまして、先進地であります近江八幡の方に職員3名を派遣し、研修させたいということから予算をお願いしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 最初の1点目の工事請負費はわかりました。ただ、もう一回これは確認になりますけれども、泉源のあるところの上か下かちょっと忘れちゃったけれども、掘りかえて使わなくなったということなんでしょうか。古長さんところの。

それと次に、淵6区の指定に関しては、以前の返還で大揺れに揺れた基準がきちんとクリアできているのかどうか、そういうことがないのかどうか。あったら困るので、その辺の慎重な調査は行ったのかどうかということ。そして、ダムの方はわかりましたが、景観について、近江八幡を選んだその理由をもう一回聞かせてください。3点です。済みません。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） お答えします。

先ほど中鶴の泉源ということでお話しましたが、湯平の泉源につきましては中鶴1号、2号ございまして、現在使用しておりますのは県道湯平の橋から庄内の方に向かって広域農道がありま

すけど、あれの下側の方、土場橋の方の方が2号で上手の方が1号になります。今回、原状復旧にするという分については1号、上手の方の分でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 十分に精査をして実施しております。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） お答え申し上げます。

近江八幡を選んだ理由といたしましては、近江八幡が先駆的な事例ということと、あそこが近江八幡という特定の地域を対象にされているというような観点から、いろんな形で参考になるのではなかろうかというようなことで派遣を考えております。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 1点目の工事請負もわかりましたし、指定に関しては精査をしているという大きな声で返答いただきましたので、これも大丈夫だとは思いますが。

これ近江八幡ですけれども、これは私も存じておりますけれども、ここに限らず、こういう視察を行う場合には、ダムも含めて言っていると思うんですけれども、一番近いところの、一番進んだ事例の中でも一番近いところという選定はクリアなさっているんでしょうね。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） これについてはいろいろ検討いたしました。県の方も非常に力を入れていただいて、ほんとにやる気があって勉強する気があるんであれば近江八幡が一番よかろうという推薦をいただきましたので、一応近江八幡ということ的前提して予算化をお願いいたしました。

議員（7番 溝口 泰章君） はい、わかりました。

議長（後藤 憲次君） 次に、15番、佐藤人巳君、いいですか。はい、どうぞ。佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） 19ページの、先ほど藤柴議員が法規追録代を申し上げたと思いますが、そこと若干ダブっておりますけれども、ちょっと中味が私の言いたいことと若干ちょっと相違点がありますので、ここで質問させていただきます。

私が言いたいのは、ここには総務管理費として583万円ですか、計上しておりますけれども、各担当課からすべての法規追録代というものが上がってくるのではなかろうかなというふうに予想されます。全部の担当課を合わせますと莫大な金額になるのではなかろうかなというふうに推測しているところではありますが、私はやはりこうした中も、いろんな担当課にそれぞれ違う内容のものが置かれていることは承知しておりますけれども、それを何かまとめて、例えば庁舎の1階部分、2階、3階と一つのフロアに1カ所置くような場所をつくって、そして、まとめておいて

見たいときには見れる、また、今インターネットで、もう、すぐ見れるなかでこれだけのものが本当にフル活用されているのか、その辺がちょっと疑問視されますので、今後そういうことが、もしなされれば、かなりの金額が、はっきり言いまして、使わずに済むのではなからうかなという考えを持ちましたので、その点をお聞きしたいと思います。

それと続けまして、31ページですね。31ページのイノシシ被害の防止対策事業補助金で10期分でやったですかね。今度追加ということで補正が組まれておりますが、ちょっと私もお聞きしたんですが、昨年ですね、どうしてもこれを出したら、もうそげなおいさん今ごろ来たっち、そん予算もうありませんよということでぼっと切られた事例がありまして、これにつきまして、やはり同じ防止策をしている市民の対して、公平さがいかなもんかなという一つの考え方があります。だから、ほな今年はないんやけど来年ちょっと来たら、その名前でもちゃんとチェックしとってですね、来年まあ、予算ができたからまあ、昨年度はできんやったけど、一年遅れで申しわけないがこうこう、こういう形で補助を出したいんだというようなところまで私はすべきじゃないかなと。先に出したもんが得して、後でちょっと時期を考えて、遅く出したもんはもう何にも1円もつきませんよと。まあ、そりゃあもうおいんさん方、自分方もんやから自分方でやってくれというような、担当者の返事であったそうでありますので、そういった点を考えての、今後どうしていくのかですね、お聞きしたいと思います。

後の1点は、同僚議員とだぶっておりますので、以上2点でいいです。はい。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。佐藤人巳議員さんの御質問に対して御回答申し上げます。

確かに、先ほど私は答弁申し上げました全部で1,190万円というものにつきましては、主に例規集、それから総務に関係する法律関係そういうものでございまして、各課には建設課では都市計画法もあるでしょうし、建築基準法の法律の関係もあるでしょうし、福祉関係、教育関係、税務関係それぞれ部署において専門のいろんな書籍を購入し、その中には差しかえの分の書籍も相当数あろうかと思えます。その実際の金額を、実際にはじいてございませぬけども、全部合計しますと例えば2,000万円とか、かなり膨大な額になるんじゃないかなというに思っています。

そこで、議員御質問の、各ばらばらに持つんじゃないくて、どっか1カ所に集中して他の課の職員でもわざわざ本課に行って、ちょっとその本を貸してくれんかじゃなくて、図書室に行けば、例えば庄内庁舎であれば地方税法もあるし、総務関係の法規もあるし、すべてその図書室にすべてが見られる、湯布院庁舎でいけば、その図書室に行けば福祉関係、教育関係、すべてそういうのが見られると。そういうことによって、少しでも効率的に運営することによって、経費が少し

は安くなるんじゃないかという御質問でございます。そういうことについても、私ども十分理解できるところでございますので、ちょっと内部でその辺もまた協議してみたいというふうに考えております。よろしくお願いいいたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 15番、佐藤議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおりでございます。昨年そういう結果があったというふうなことで、本年度当初予算にある程度予算をいただいて計上していたところでございます。で、やっぱり公平性、できるだけ多くの要望に応えようということ、今補正予算で補正予算査定前後にはできるだけ県費じゃなくて、市費でやろうというふうなことで計画をしていたところで、その過程で県費の上乗せがございましたので、今回10基の上乗せということで、今年度に限りましては、ほぼ市民の要望どおりに応えてつもりでございますが、今後につきましては、県費以外でもせつかく収穫をして丹精込めてつくった稲が収穫期になってというふうなことでございますので、できるだけ県費の要望、あるいは県費でかなわない分については市費の単費でもやりたいと、やっていきたいというふうなことを私ども考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（後藤 憲次君） 佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） 先ほどの法規追録代に関しましては今から考えてみるということですから、ひとつその点、よろしくよろしくお願いい申し上げます。

それとイノシシの被害の防止対策事業の中の補助金ですけど、先ほど私が一つの例を挙げたんですけども、その人はいまだに領収書は持ってるんですけど、なかなか、役場にたつてもう一回断られたけん、ほんでからに、今ごろ来たっち、つまらんでっちいうような言葉で、やっぱり追い返された状態でありますので、そういう方たちは領収書を持っていますので、そういう方は結局、該当に入れてもえるんかね。まずそこのとろ、ちょっと。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 今回は広報等通じまして広く市民に呼びかけて申請のあった方のみの対象にしたいところです。

で、議員御指摘の件につきましては、ちょっと調査研究をさしてください。実際事業実施している分と、おそらく昨年実施した分でしょうから、補助対象としては厳しいのじゃないかなという理解をしておりますが、相談さしてください。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（15番 佐藤 人巳君） はい。

議長（後藤 憲次君） 次に、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 12ページを開いてください。12ページの地方特例交付金と、

特別交付金を組みかえたということなんですけども、両方とも交付金で特例と特別なんで、どういふふうに違うかなというふうに思います。組みかえる理由も含めてその違いについてわかりやすく説明していただきたいというふうに思います。

二つ目は、その下の地方交付税の決定。それがいつごろなのか。再調整がまた後でもあろうかというふうに思うんですけども、特別交付税の最終も含めてあわせて一緒にお願ひしたいと思ひます。いつごろそういう通知があつて、金額が入るのか。

三番目は、これはうちの所管にかかわることなんですけども、担当が財政にかかわる分野なのでお尋ねいたしますけれども、13款分担金負担金、13ページで、農林業水産業費分担金の最後に耕地災害復旧事業分担金過年度分というに書いてあります。通年予算で当該年度を予算化するという趣旨からいへば、過年度分については節を分けるべきじゃないかというふうに前からずっと主張しているんですけども、そういう扱いはできないものか、財政課長からお答えをいただきたいというに思ひます。

ずっといいいな。最後まで。

議長（後藤 憲次君） 一応、最後までいって。

議員（8番 西郡 均君） 最後まで。

議長（後藤 憲次君） 3回があるけん。

議員（8番 西郡 均君） はい、はい。

次に、15款の国庫支出金で先ほど議論の出た合併対策事業補助金そのものは決算でもこういう傾向にあります。予算計上かなりしてるんだけど、決算の段階で大幅に減額になっているというのは、動きは去年もことしも同じなんですよね。

それで、先ほど同僚議員からそのことについて尋ねられましたので、もうこのことについてはいいです。ただ、ちょっとあんまりですね、財政がないからとかいうこと言ってそういうにするというのじゃちょっと説明がつかないんで、同僚議員が指摘したように次回はその辺を気をつけてほしいと思ひます。

次の15款3項にも社会福祉委託費の、やっぱり14ページの中ごろにある、国民生活基礎調査委託料という厚生労働省、民生費ですか、そうでしょうね。その国民生活基礎調査そのものについてどういう内容なのか、担当課から教えていただきたいというふうに思ひます。

16款3項1目、ここあった。統計調査委託料で歳出は増額になってるのに、全額委託費でまかないますと言った割には、委託金が減額になってるんですよ。どうしてそうになってるのか教えていただきたいというふうに思ひます。特に、これもうなくなったんか、国有財産法は。里道、農道のことですかね、ま、いいや、答弁してください。

6目の土木費委託金。ちょっと待って、これこれ。県営住宅の管理で、これ従来挾間のときもそ

うやったんですけども、1万円を何で管理するのか、その管理の内容と、それが見合うものなのかどうか、そこ辺について教えていただきたいというふうに思います。

19款1項1目、財政調整基金で、あっ、これも吉村議員から出てましたですね。これはいいです。

21款5項4目、過年度収入ということで、3つほど上げております。17ページの中ほどにですね。本来こういう節のところでは過年度収入として上げるべきだというふうに思うんですけども、内訳について内容を教えていただきたいというふうに思います。

その5目の中に雑入で、契約管理課に60万円増額が上がっています。歳出では何に充当するのか教えていただきたいというふうに思います。

ずっとって20ページ。20ページの何だ。防災危機管理室とかいうのがあるかな。336万円。どこにもないな。これは後で気がついたら言いましょう。はい、済いません。地元寄付金ということで、あっ、さっきの雑入か。ごめんなさい。17ページの最後の雑入の最後に防災危機管理室で地元寄付金という説明してました。地元寄付金で特定寄付ならば寄付金のところになるんじゃないかと思うんですけど、それが雑入という意味を教えていただきたいというふうに思います。17ページですね。

歳出の2款1項5目財産管理費の財源内訳の特定財源。ああ、1円の違いね、これを説明してください。ああ、千円。ごめん。

次は同じく使用料の著作権のことについて。著作権ちゅうのはどういうこと指してるのか教えていただきたいというふうに思います。

6目企画費の中の19節負補交の中で九州中央地域連携推進協議会というのが新規で上がっています。これがどういうもの指してるのか教えていただきたいというふうに思います。

3款5項2目、小松寮の生活費、27ページですね。そこで機械器具借り上げというのが大体ほとんどが減額になってます。それで、どういうことなのか内容を教えていただきたいというふうに思います。

次は9款1項2目、非常備消防で庁用器具費の176万2,000円が全額が諸収入の地元寄付金になってます。どういうことを指しているのか教えていただきたいというふうに思います。

これ4目じゃな。災害被害者住宅再建補助金の要綱、あっ、先ほど同僚議員が質問してますね。こういう委任条項の条例を出す場合は、本来議員に配布、先にすべきじゃないかっていうに思ったんですけど、担当課長もういませんね。質疑の中に用意しとったんですけど、さしてもらえませんでしたから、これもパス。

最後に、地方債、前々年度の現在高と前年度末の現在高の表、一覧表をお配りしていただきましたが、昨年間違っていたという調書そのものが、その金額が今度正しいというふうに配られてるん

でね、まあ、どういうことになるのかなと思いますんで、そのことは調書も含めて、後で明らかにするということなんですけども、答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 最初の1番の質問から順次答弁してください。（発言する者あり）財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員さんにお答えいたします。

歳入の10款1項の地方特例交付金と2項の特別交付金の違いについてでございます。

この件につきましては、まず、当初に地方特例交付金と地方特別交付金、これをそっくり間違っ
て計上いたしておりました。で、地方特例交付金と申しますのは、児童手当特例分等で国庫補助
金の見通しや、支給対象年齢が引き上げられたための追加でございます。で、特別交付金と申
しますのは減税補てん債の特例分でございますして、廃止、19、20、21年度まででいずれ廃
止されるものでございます。廃止に伴う経過措置として交付されるものでございまして、当初こ
れ、そっくり入れ間違えしておりましたので、大変申しわけございません。

それから、11款1項1目の地方交付税の決定はいつかということでございますが、19年度
におきましては7月31日に閣議決定されておまして、8月の中旬に決定されたものと思っ
ております。普通交付税の算定が7月中にございます。で、7月の下旬にはもう県に報告するっ
というような形でございますので。

で、次は、13款1項1目1節の農林水産業費分担金の過年度分でございますが、これはやは
り過年度分は別に節をつくるべきではないかと思っております。

それから、私の分は一番最後になろうかと思えます。きょう、差しかえいたしました件でござ
いますが、もう一度、去年は確か監査委員さんが違ってるっちゃうに申し上げたんですかね、で、
新しく配布しなおしました。今回は監査員さんののになってるからおかしいんじゃないかとい
うこととでございますね。もう一回精査させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 5番目の質問でございますが、15款3項2目の社会福祉委託
費の国民生活基礎調査について詳しく説明をせよということでございます。

議員さん御指摘のように、この調査は厚生労働省の最も基本的な調査で国民の保健、医療、福
祉、年金、所得等の世帯の状況を総合的に把握し、今後の施策立案の基礎調査を得るためにする
という調査であります。

今回の予算の分につきましては、3年に1回の大規模な調査でありまして湯布院地区の34世
帯を対象に所得と貯蓄の調査ということとでございます。

以上です。（「続けて、自分のは……」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） それでは、8番議員さんにお答えをいたします。

歳入のところの6番目の御質問でございます。統計調査の委託料の歳入は減額で、歳出が増額ではないかという御質問でございますが、ページは15ページになります。各種統計の委託金の額が確定をいたしまして、今回の補正で6万3,000円の減額をお願いしてるところでございます。

歳出につきましては、22ページになろうかと思えます。そこで統計調査費の中で、歳入にあわせて、やはりここで6万3,000円の減額をしております。ページについては、22ページから23ページにかけて節の詳細を説明しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 西郡議員の御質問にお答えいたします。

7番目の県営住宅管理の1万円とはどんな管理をするのか、またそれが見合う金額なのかということでございますが、挟間地域内に赤野地区に県営住宅がございます。その入居者の入居時、あるいは退去時に鍵が、県まで持って行くことが、なかなか困難ということで、由布市が預かって管理するものです。見合うか見合わないことについては、それぞれの評価するところだというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 9番目、21款5項4目、過年度収入について詳しく説明をせよということでございます。

この102万5,000円の分につきましては、平成18年度の保育所の清算分ということで金額が確定をいたしました。国庫が68万3,000円、県費34万2,000円でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） それでは、西郡議員にお答えします。

10番目の5目の雑入で契約管理課の60万円は何かという御質問でございますが、これにつきましては、県の林業公社が解散をいたしました。旧3町からそれぞれ20万円ということで出資してはりましたが、その3町分ということで60万円でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（佐藤 和明君） 防災危機管理室でございます。8番西郡議員の質問にお答えをいたします。

11番の雑入の件ですが、336万円につきましては、そのうちの159万8,000円が今回購入する小型ポンプ積載車を市の基準以上のものを購入するということで差額分につきましては雑入としております。また、176万2,000円につきましては、地元の寄付金ではなくて、消防団の安全装備品の助成金事業として消防団員と公務員災害補償共済基金から全額いただいております。そういうことであります。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） それでは12番の質問にお答えします。

まず質問の中で、城ヶ岳牧場の縁故者に交付、それから歳入は44万8,000円というふうに書かれておりますが、これは補正予算書の歳入の16ページをご覧くださいとわかると思うんですが、土地の貸付収入が49万8,000円となっております。で、歳入はしたがいまして49万8,000円です。で、これの、この用地が入会ということで、歳入の90%を地元へ交付する、その分が44万9,000円です。従いまして、この交付先は畑の縁故者組合というところに交付するようになっております。

続きまして13番目でございますが、著作権料は何かということでございますが、これは市の遊休地を売却するに当たりまして、入札する参加者の説明資料ということで、住宅地図を一応お渡しするようにしております。で、この住宅地図がゼンリンの住宅地図を使用しますので、無断使用ができないということで、一応半年間の期間でございますが、1万1,000円かかるということでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 8番議員にお答えをいたします。

14番目でございます。企画費のなかで中九州中央地域推進協議会とは何かという御質問でございますが、この協議会等につきましては、合併前の平成9年から大分県、熊本県、宮崎県の中央地域に位置する77の市町村の加盟でスタートしております。目的等につきましては、九州中央地域の産業経済とか教育文化、保健福祉、生活環境の分野等において、多面的な交流、連携を図る目的でコールネットワーク基盤等の整備促進と、地域特性を生かした圏域の一体的な振興、整備が目的というなかでスタートしております。具体的にはスタンプラリーのリーフレットの作成とか講演会、それからシンポジウムの開催、交流会、ホームページ等の具体的なことをやっております。

その後、合併等に、状況下のなかで市町村が非常に減少するというなかで、この協議会そのものの存続等も一時これをどうするかというような議論等がありますと同時に、本市のなかでも行革等の関係がありまして、19年度当初ではこの予算を計上しておりませんでした。その後、合

併等がひと段落つきまして、現在は37の市町村の加入がありまして、今この協議会の会長が豊後大野市の市長さんでございます。

で、37の市町村等の市長レベルで協議をいたしまして、この協議会を存続をするということで、今度の補正でお願いしたようなわけでございます。よろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 小松寮寮長。

小松寮長（佐藤 吉人君） 8番、西郡議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

27ページでございます。御質問の機械器具の借り上げ料の件でございます。

これにつきましては、知的障害者のスポーツ大会がございますけれども、そのときのバスの借り上げ料でございます。バスを借り上げなかった分のこの減額ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（佐藤 和明君） 8番議員にお答えいたします。

16番目の、35ページの備品購入費。これも地元の寄付金ではなくて、先ほども申しましたように、補償共済基金から全額をいただいています。消防団の安全の道具を買うということで、今回ホースブリッジと、担架と手袋等買うように予定をしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で一応全部終わりました。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） わかりました。契約管理課長にお伺いします。

いわゆる、入った金の90%出すっちゃうんやったら、普通金額は下がるんですよね。そん……。

歳入で44万8,000円のところ、財産内訳でも44万9,000円になっとる、その1,000円ちゅうのは、どっからきとるんかというのが問いなんです。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） 先ほど御説明をいたしましたように、歳入は16ページの方にございます、17款の財産収入、ここに土地建物貸付料ということで49万8,000円。

議員（8番 西郡 均君） あっ、49万8,000円。

契約管理課長（長谷川澄男君） ですから、金額が議員さんお間違えになられたのかなということで、49万8,000円がこれの90%を出すということです。

以上です。

議員（8番 西郡 均君） 私ばかよね……。はい。終わります。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（8番 西郡 均君） はい。

議長（後藤 憲次君） 次いでください。

議員（8番 西郡 均君） はい、もう。

議長（後藤 憲次君） いや、ほかにないですか。もう。

議員（8番 西郡 均君） ほかにないです。

議長（後藤 憲次君） 次に、25番、久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） 3件ほどお聞きしたいと思います。

まず1件目は、歳出36ページの消防費でございますけども、これ私どもの委員会でございますけども、ちょっとどうしても納得できない件があります。納得というか理解できない点がありますのでお聞きしたいと思います。

消防費の中の災害対策費で19節負補交で災害被災者住宅再建事業補助金ですね。これどの議員からも質問がございましたように、災害復旧費の中で組むのが一番いいんじゃないかなって思っております。で、何で消防費かなっていうことでございます。

それから2件目が、38ページの教育費の中の6項社会教育費、5目の文化施設費でございますけども、この賃金30万円と、需用費の42万3,000円の内容の説明をお願いしたいと思います。

それから40ページ、41ページでございますけども、災害復旧費でございますけども、すべての15節の工事請負費について、各町の件数なり、また大きな事業分だけでも結構ですけども、わかりしだい全部結構です。教えていただきたいと思っております。

以上3点。

議長（後藤 憲次君） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（佐藤 和明君） 25番議員の質問にお答えいたします。

住宅再建支援事業補助金につきましては、災害復旧費で組むんがいいんじゃないかということですが、これは住家の被災ということで、これは県の防災危機管理が窓口となっております。今回、一応湯布院地区の災害がありまして、床上浸水につきまして80戸の予算を計上しておるところでございます。補助金につきましては、一戸当たり畳と、それから器具あたりを購入した場合は20万円ということで、それは県が10万円、市が10万円ということで補助金を出すということでもあります。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 25番議員さんにお答えいたします。

この分は災害で組んだ方がいいんじゃないかということですが、県の補助金が防災対策費補助金となっておりますので、ここで組んでおります。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 25番議員にお答えいたします。

文化施設費の作業員、これは海の家管理人さんを6カ月分つけましたが、あと不足分につきまして30万円いただいております。

それから、次の修繕費でございますが、同じく海の家のは電気、かなり古くなっておりまして、ブレーカーを2万1,000円、それから電気の修繕の方で40万1,219円をお願いしているところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 25番議員にお答えいたします。

40ページの耕地災害、災害復旧関係の工事費、同じく40ページの林業関係の工事費について御説明をいたします。

まず、耕地災害につきまして5億4,400万円でございますが、耕地災害、由布市内の申請の予定をされております350件分の工事費でございます。地域別には、挾間地域70件、庄内地域220件、湯布院地域60件分でございます。350件の耕地災害につきましては、農地災害がおよそ300件でございます。平均工事費を150万円とみておりまして、4億5,000万円を予定しております。施設関係につきましては全体で50件の1件当たり200万円を見込んでおりまして、1億円を予定しております。全体で5億5,000万円を見込んでおります。当初で600万円を計上しておりますので、今回不足額の5億4,400万円を計上しているところでございます。財源の8割の3億6,000万円は県費でございます。1億円弱につきましては地元の負担金ということで見込んでおりますが、今後激甚災害指定に基づきまして、財源変更も生じてくるというふうに考えておりますが、この時点ではこういう8割程度、8割の補助率という形で計算しています。

同じく40ページの林業災害の工事費でございますが、これにつきましては、1,200万円を予定しております。林道の災害復旧費でございますが、内訳は庄内地域の五ヶ瀬線の舗装が崩壊しております。約233メートル分。同じく庄内地域の中部林道の45メートルにわたる崩壊工事でございます。計で1,200万円を予定しておりますが、この時点でございますが、国が2分の1、市が2分の1のそれぞれ600万円を予定しております。今後、激甚災害の指定が予定されましたので、これにおきまして財源変更も必要になってくるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 久保議員にお答えいたします。

41ページの災害復旧に対する工事の件数でございますが、全部で30件でございます。で、

内訳といたしましては、湯布院地域が道路2カ所、それから庄内地域が道路18カ所、河川5カ所、挟間地域が道路5カ所の計30カ所でございます。

今回7,500万円の工事費を計上しておりますが、これはあくまでも災害査定へ向けた申請額でございます。10月20日の週に災害査定がございますので、査定後にこの金額は若干変更があるというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） 消防費の災害復旧については、私どもの委員会で再度確認してみたいと思うんですけども、災害復旧費の中で目の新設はできないんですかね。その辺まず1点お聞きしたいのと、それから農林業の350件の件数については確定したのか。およその件数なのか、もう確定しとるかどうか、その辺を教えてください。

それから文化施設でございますけども、由布市には何施設あるのか教えてください。と、文化施設と文化財とあると思うんですね。で、文化財とのその、何ていうか、どっちが文化財とかそう、理由じゃなくて、どう言ったらいいですかね。施設の内容ですかね、基準っていうんですか、それを教えてくださいのと、文化財は由布市でどんくらいあるのかも教えてください。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 25番議員にお答えいたします。

目の設定ができないかということでございますが、これ補助金でございます、ここでいいんではないかと思っております。消防費の中の災害対策費でございます、県の防災対策課からくる補助金でございますので、その2分の1を受け入れて、2分の1を追加して補助するものでございます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 災害件数でございますが、各振興局を通じまして農地災害につきましては約480件程度の災害箇所がございました。その箇所に伴いまして、それぞれ本人に通知をいたしまして、申請の上がってるのが今350件ということです。今後災害査定を来週、再来週から入ってきます。10日間ほど災害査定を手がけてますが、この査定によりまして、また減額、もしくは対象にならない部分が抜けてくるというふうに思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 25番議員にお答えいたします。

文化財の方は保護費の方で、文化財の指定をしております。それが、国、県を合わせまして15。市の方が今年度50の指定をします。旧町の文化財を一応選定基準を設けてやってありますが、選定基準につきましてはまた、今持ってませんので、後日お見せしたいと思っております。

それから、文化施設につきましては3つございます。庄内にあるゆうゆう館、それから挟間にある歴史資料館、それから鶴見にあります、海の家つるみでございます。以上、3つでございます。

議員(25番 久保 博義君) はい、いいです。

議長(後藤 憲次君) いいですか。これで、質疑を終わります。

日程第13．議案第71号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第13、議案第71号平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題として質疑を行います。通告がありませんので質疑を終わります。

ここで休憩をします。再開は15時25分から再開します。

午後3時12分休憩

.....
午後3時25分再開

議長(後藤 憲次君) 再開いたします。

日程第14．議案第72号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第14、議案第72号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 最後のページ6ページ開いてください。諸支出金で償還金が上がっています。内訳を教えてください。

議長(後藤 憲次君) 保険課長。

保険課長(飯倉 敏雄君) 保険課長でございます。8番議員にお答えをしたいと思います。

これは介護給付費でございます。国庫負担金が1,030万4,171円、国庫補助金が296万8,244円、支払基金交付金が311万2,386円、県負担金が878万9,878円、県補助金が148万4,123円でございます。

議長(後藤 憲次君) いいですか。西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） できれば先ほどの過年度収入も同じなんですけども、内訳をぜひ決算のときに書いていただけるとありがたいんですけども、そういうことは財政課長できないんですかね。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） ８番議員にお答えいたします。

予算書そのものは財政課でつくってないもんですから、一般会計は財政でつくっておりますが、特別会計の方は特会の方で作成しておりますので、そちらにお願いしていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） もちろん、後で特会の担当課長に答えてもらいますけれども、基本的に一般会計がやらないもんですから、特会の方もやらないというふうになってるんで、その例として、過年度収入の例をさっき出したんですけども、そういうことが財政課の方でやってあげれば、特会の方も真似てやるというな思いで聞いたんですけども、今一度お答えをいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 大変よくわかりました。８番議員さんの言うようにいたしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（８番 西郡 均君） はい。

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第 15 . 議案第 73 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 15、議案第 73 号平成 19 年度湯布院健康温泉館事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。19 番、吉村幸治君。

議員（19 番 吉村 幸治君） 5 ページです。

歳入 1 款健康温泉館収入 1 項の中に、諸収入 3 目、358 万 5,000 円。これは消費税の還付金ということで 13 年度分であると説明を受けました。これは旧湯布院町時代のときの消費税のいわゆる税務署のミスで、いわゆる返しましょうとってくれた金額だと思えますけれども、これ 13 年度分ということは、やっぱり時効分はこれは払わんのかなという思いがするんですけども、11 年、12 年の還付金約 800 万円ぐらいあるんですけど、それがまあ、どうなっておるのかということが、まず 1 点。

それから当時この問題は湯布院町議会の中で、やはり首長以下、担当者が非常にまあ、業務怠

慢であるということで、追求をいたしまして、その結果、首長はみずから給与を減額、そして担当職員にもそれなりのいわゆる処罰と申しますが、注意がありました。しかし、結果として税務署が悪かったということでもありますから、その後、これが判明した後に前者の名誉回復等をどのようにしたのか、この2点をお尋ねをいたします。

議長（後藤 憲次君） 健康温泉館長。

健康温泉館長（佐藤 和利君） 健康温泉館の佐藤であります。吉村議員にお答えいたします。

歳入の消費税還付金でございますが、今年の6月8日に大分税務署に13年度分につきまして再度修正申告いたしまして、13年度分が371万5,100円だったのが、差し引き還付額として358万5,600円の大分税務署からの戻入をうけております。それに基づきまして、今回358万5,000円の諸収入ということで計上させていただきました。

それから11年、12年分については、経過について、総務課長の方からお答えいただきます。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。総務課長の方から答弁ということでございますけども、実は昨日、税務署の方から2名の職員が私どもの方にまいりまして、事務レベルでの協議があるということでお話がありました。急な話でございましたんで、担当課の方と十分協議する時間が取れませんでしたので、私の方からそのことについて御説明申し上げます。

まず、その11年、12年度分につきましては、以前お話いたしましたように、国税通則法70条第2項の規定によって、更正修正する期間5年間がもう経過しているということで時効であるということで話が済んでおりました。

その後、いろんな議論するなかで、最終的には税務署は11年、12年分についても返還するという方向に、今、切りかえたわけでございます。

しかしながら、先ほど吉村議員御質問のありましたように、13年度分、時効のきてない13年度分については既に払い込むと。ただ、11年と12年度分につきましては、国税通則法で5年という時効がある関係上、税の還付金として支払うことができないと。あくまでもできないということで、当時の税務署の話ではお返しはするけれども、返す方法、それと財源の調整そういうものからして若干遅れることを承知してほしいというお話がございました。

年度末辺りにはなんとか決着をつけたいというよな、当初のお話でございましたけども、昨日私どもの方にみえて、このことについて国家賠償法に基づく和解と、和解金というような形で返還したいということで、局の方と調整が済んだということでございます。そういうなかで和解金でございますけど、この和解が整えば早急に手続きを済まして9月末までには振り込めるようなことに処理したいというお話がありましたけども、この和解につきましては、地方自治法の第96条第1項の12号の規定によりまして、議会の議決を要するということになってございます。

そういうことをごさいますして、昨日のお話でございましたんで、議員さん方には大変ご迷惑をおかけするかと思いますけども、10月3日最終日に追加議案というような形で出ささせていただきますして、議員さんの御了解がいただければ私どもで和解の手続きをして、局に提出し、それから振込みがあるということになるかと思います。

ちなみに金額でございませうけども、11年、12年度に納めた本税、それから延滞金が全額、それに当時加算金というのがついとりました。加算金が合まして95万9,000円になりますけども、この加算金については利息をつけてお支払すると。その利息については9月28日に振り込むとすれば20万7,000円の金額になるということをごさいますして、総額で919万2,900円になるかと思います。

ただ、この20万7,000円の加算金の上乗せ分の利率につきましては、納期が10月3日とか4日とか遅れれば、若干のが増額の変更があるかと思います。

それから2点目の、議員さんの御質問のなかで、名誉回復のことについてどのようにしたんかという御質問でございませうけども、この件につきましては、最終的に税務署の方がみずからの指導ミスを認め、11年、12年度分すべて返すということが判明した後に、6月29日でございますけども、私と副市長と2名で該当者4名の自宅を訪問いたしました。訪問いたしまして、由布市健康温泉館に関する消費税問題のその後の経過についてということで、文書を持って、当然差出人は市長名でございます。4人の方の宛書を書きまして、今までの経過の流れを御説明申し上げて回ったところでございませうけども、その文章の後ろから4行目ぐらい、ちょっと読み上げさせていただきます。「当時の平成14年6月健康温泉館の消費税追徴課税の事態を受けて、町長および助役は管理監督者としてみずから減給処分、職員2人が嚴重注意処分とされた経緯があります。当時の関係者の皆様には結果的に多大な迷惑をこうむったことになり、名誉回復の意を込めて、謹んで御報告申し上げます。」という前はいろいろ文章長いんですけど、そういう文書を持って、4名の該当者の方々には経過報告をし、名誉回復の意を込めて御報告申し上げたところでございませう。

私の方からは以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村議員。

議員（19番 吉村 幸治君） まあ、国も返すと言ったからにはそういう手順を踏むということは、今、わかったんですけども、今回消費税が358万5,000円。これは当初納めた額よりも、371万5,100円。館長が言ったように納めとるのに少ないではないかという点が、なしかという点ですね。それ。

今度逆に、ここにもやっぱり利息をつけて払うべきじゃないかと、我々がその税金をちょっと遅れれば、延滞税というやつをすぐかけてくると、そういう、その国のあり方に対して地方自治

体としても国に向かって面と言うからにはこれにも利息をつけて返すべきじゃないかと言っても私はいいんじゃないかなと思うんですけど、この差額はどうかとかいうことをお尋ねしたいと思います。

それから、総務課長、副市长以下、行かれたということなんですが、このいわゆる文書にもありましたが、当時の首長はその減給処分をしとるんですね。そしてその減給処分を認めたのは我々議会であったわけです。それではよからうということまでやったんですけど、そうしたことが間違いであったということが判明したからには、それなりのやはり和解金、見舞金というものここに私発生してもおかしくはないと思うですね。もし、減給にするにしても、私が減給しますからと言って、それが認められるものじゃない。やはりそういう給料の条例を改正をしてそれが認められて初めて、減給という行為がおこるわけでなんです。しかし、今回、旧町自治体はもうなくなっておるわけですから、そういう条例の提案のしよう（仕様）がないということになれば、国がとったいきな計らいの和解金というな形でも、私は今回、該当者には見舞金を、いわゆる気持ちを含めて、私はそれ相当の金額を差し上げてもいいんじゃないかというに思っております。

それはいわゆる大岡裁きというんですかね。そういう条例まで変えてやったことを、また、ここで条例やるということになると、それはまったく違う自治体のことですから、分に合わない分と思いますけれども、そうした和解金も差し上げてもいいんじゃないかなと思っておりますので、これを付託を受けた委員会の中でそのこともひとつ検討をしていただければというに思っております。

その件もやけども、初めの分のその減額されたのはひとつ、なしかということ。20何万ちょっと少ない、その点を。

議長（後藤 憲次君） 健康温泉館長。

健康温泉館長（佐藤 和利君） 吉村議員さんにお答えします。

先ほど申し上げましたように、13年度分は371万5,100円で当時納付をいたしておりますが、今回更正がございまして、その差額の12万9,500円は13年度分としてやっぱり納付でございます。そして、その差額の358万5,600円が今回還付をされたということになります。

そして税務署からの還付決定通知によりますと、6月21日に決定で、6月26日に振込みという経過がございまして、これに対する本税のみということで通知を受けております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。はい。次に15番、佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） いいです。

議長（後藤 憲次君） いいですか。次に25番、久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） 同様の主旨で十分理解できたんですけども、1点だけお聞きし

たいと思います。

先ほど由布市の方は当事者におうてお話したちゅうことでありますけれども、この間違っったのは国であるわけですね。根本的に。その国に対して由布市が何か文句言っていたのか、どういう対応されたのか。その、まず聞きたいのは。

それからもう1点は、国が当事者に対して何らかの形で謝りに行ったのかどうか。その辺を教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 大分税務署の方が指導誤りがあったとうことについて、該当者4名が非常に被害をこうむったということについて、由布市側として税務署にそのことを強く言っているのかということでございますけど、そのことについては、一番何回と何回となく、その税務署協議いたしましたけども、その話の中の半分はその趣旨の話を私どもでいたしました。

で、税務署の方が当事者に謝りに行くということについても、きのう実は見えてもう、私が過去に4回、5回言っていること、どうなるとるか、行ったんかということで、きのうもまた引き続いて問いただしたところでございます。行けないなら行けないという理由をはっきり言ってくれと。こういうことで行けないということであれば、もう私の方から2度とそういうことは要請しないと。そういう要請をすともう黙り込んでしまって、あと何も無いもんですから、もう何回となく、話の大半はもうそのことに費やしてきた経緯がございます。

市の方はそういうことで全額お金が返ってくるということであれば、それで一応の解決はみるけれども、やっぱり被害をこうむってその当時処分を受けた者については、その処分というのはずっとついて回るということがございます。特に職員については。

やっぱりそれなりの真摯な対応すべきじゃないかということは、再三にわたって税務署に申し上げてきた経緯がございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） 確かに担当者同士の話し合いなら、当然やっと思っと思うんですけども、やはり、最終的に国が間違っったんですから、由布市として抗議文なり、何かの形で正式にやっぱり出すべきだと思っと思うんですね。

ただ金払ったからもういいじゃないかちゅう話じゃなかなかないと思っ思うんですよ。当時ことを振り返ればですね。その辺強くやっていただきたいと思っ思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 答弁はいいですね。はい。これで質疑は終わります。

日程第16．議案第74号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第16、議案第74号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。通告がありませんので次にまいります。

日程第17．議案第75号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第17、議案第75号平成19年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） あれっ、それがあったん。ああ、最後の給与明細書の退職勧奨の率だけ、ここだけ変えているのはどういうわけですか。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長目野です。よろしく申し上げます。8番議員さんにお答えをいたします。

この11ページの20年勤続の者、この資料作成に当たりましては、総務担当課と協議の上で作成するわけでございますが、今の時点でいいですか、この時点では今32.76になってるということで、今32.76への変更をお願いしたところでございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 総務にお尋ねしますが、当初予算、並びに一般会計6月補正予算分で最後に付けた表は、その30.5ですか、それになってるんですけども、そういうのは照会したら違う台帳が別にあるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。

大変申しわけございませんが、今8番議員さんの御指摘のありました、給与明細の定年退職および勧奨対象に係る退職手当のところの20年の勤続の者というものが、6月の補正予算の給費明細で私どもで27.3月ということになってございました。これにつきましては今国の支給率に準じておりまして、32.76の誤りでございました。訂正してお詫び申し上げます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。（発言する者あり）これで質疑を終わります。

議長（後藤 憲次君） お諮りします。本日の会議はこれにとどめ、延会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで終了します。

なお、次回の本会議は、9月25日午前10時から行い、本日に引き続き質疑を行います。

本日はこれにて散会します。長時間、御審議御苦労さまでした。

市長（首藤 奉文君） ひとつだけ。

議長（後藤 憲次君） 市長どうぞ。

市長（首藤 奉文君） 国交省の方から県の方に連絡が入りまして、重見橋の上の砂防堰堤を直ちに行うという、国交省からその報告がありました。

それと同時にきのうお話ししました、宮川橋と大分川の河床に溜まってる堆積土についても、県が予算はついたということで報告がありましたので、少しはよくなってくると思います。

以上報告します。

午後3時47分延会